

平成24年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成24年3月6日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 柳沢英希議員 (1) 地域活性化施策の現状と連携について
2. 小野田由紀子議員 (1) 公園事業について
(2) 予防接種事業について
(3) 福祉行政について
(4) 教育行政について
3. 北川広人議員 (1) 福祉行政について
4. 浅岡保夫議員 (1) 教育行政について
5. 幸前信雄議員 (1) 「公共施設のあり方検討」について
(2) 財政指標について

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷲見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩
副市 長 杉浦幸七

教 育 長	岸 上 善 徳
経営戦略グループリーダー	深 谷 直 弘
地 域 協 働 部 長	加 藤 元 久
地域政策グループリーダー	岡 島 正 明
財務評価グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	新 美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	森 野 隆
収納グループリーダー	内 藤 克 己
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
保健福祉グループ主幹兼福祉企画グループ主幹	磯 村 和 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大 岡 英 城
文化スポーツグループリーダー	山 本 時 雄
文化スポーツグループ主幹	神 谷 義 直
都 市 政 策 部 長	小笠原 修
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
都市整備グループ主幹	田 中 秀 彦
行 政 管 理 部 長	大 竹 利 彰
人事グループリーダー	鈴 木 信 之
人事グループ主幹	山 下 浩 二
行政契約グループリーダー	内 田 徹
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	梅 田 稔

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 井 敏 行
主 査	杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。

よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承願います。

3番、柳沢英希議員。一つ、地域活性化施策の現状と連携について。以上、1問についての質問を許します。

3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 皆様、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、さきの通告どおり一般質問をさせていただきます。

また、今回の一般質問を行うに当たり、機会をくださいました先輩議員の皆様方に、心より感謝申し上げます。

日本の各地で、団塊の世代と言われた方々が現役を退き、支えていた側から支えられていく側へ徐々に移っていく。これから本格的な少子高齢化を迎えていく中で、早急に各自治体においてさまざまな施策がとられております。また、各地域においても、一昔前と比べますと、なかなか若い世代が日々の仕事や家庭のことに追われ、地域に参加する割合も少なく、仕事を定年された方々が、町内や地域のことを一生懸命取り組んでくださっている状態であります。

さて、ここ高浜市においてであります。少子高齢化という時代をどう乗り切っていくのか。前市長の取り組んでこられた「福祉のまち・高浜」。福祉のまちとして先進市を歩み、今現在でも各自治体から視察に多く来られるこの高浜市を、今後どのように展開していくのか。また、ど

う次代の担い手を育成していくのか。この課題は、福祉のまちの先進市として歩んできた当市における最も取り組むべき、また、他市に先駆けて取り組んでいく重要な課題であります。

吉岡市長におかれましては、マニフェストにあります『根っこづくり』、「ツツケルチカラ」、「ツナガルチカラ」、「ノビルチカラ」、「ツツムチカラ」という4つの方針があり、その達成に向かって努力をしていただいております、また、職員の皆様にはしっかりと市長のマニフェストを理解していただき、いかにここ高浜市を市民の皆様へ、住んでよかった、これからも住み続けたいなどと思っていただけるよう、日々汗をかいていただいているものと思っております。

今後、高浜市に限られた財政の中で、いかに市民サービスを行っていくのかを考えたとき、取り組んでいる事業を多くの市民に、少しでも広く、そして早く理解していただくということは、今後の市の展開として必須であると考えます。

そこで、今定例会において、当局に対し「地域活性化施策の現状と連携について」といたしまして、「生涯現役のまちづくり事業」と「タカハマ物語制作事業」、そしてこの2つの事業の関連と今後の展開について、以上3点を一問一答方式にて質問させていただきたいと存じます。

まず初めに、生涯現役のまちづくりであります、これから日本が本格的な少子高齢化社会を迎える中で、また、高浜市においても、10年後には市民の約2割の方が65歳以上になっていく現状の中で、年をとっても人生の主演として現役で生きていこう、目的や居場所を見つけていただいて、自己選択・自己決定をし、健康の増進・病気にかかりにくい体をつくるといった、いつまでも家庭において健康に過ごしていただく事業であると認識しておりますが、よろしかったでしょうか。

以降の質問につきましては、自席にてお伺いさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、お答えをいたします。

全国的に高齢化が進展しております中、高浜市では、高齢者の皆さんが健康で、自分らしく生きがいを持って、可能な限り介護を必要とせず、尊厳があって活発な暮らしの実現を図るためということで、生涯現役のまちづくりの構築に取り組んでおります。柳沢議員が先ほどおっしゃられたとおりでございます、今年度から新たに取り組んでいる事業でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

生涯現役のまちづくり事業に対する私自身の認識と同じでよかったです。今後、ふえ続ける高齢者の方々の介護予防、健康の増進のための大切な事業ですので、高浜市の考え方をしっかりとお聞きしたいと存じます。

それでは、続いての質問ですが、この事業の成り立ちや経緯を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） まず、この生涯現役のまちづくり事業に取組み始めた理由、背景について申し上げますと、冒頭で柳沢議員がおっしゃられたとおり、我が国における超高齢社会の到来にあります。高浜市は比較的若い世代が多いとはいってしまっても、10年後には5人に1人が65歳以上の高齢者、10人に1人が75歳以上の高齢者という高齢社会がやっけてまいります。この高齢化の進展に伴いまして、介護サービス利用者はふえ続け、それに伴う給付費も増加の一途をたどる、そういうことが予想されております。同様に医療費も右肩上がりに伸び続けると予想されまして、大きな課題となっております。また、何よりも、やることを失い、生きがいもなく、何もやらずに不活発で単調な暮らしを送り、自宅に閉じこもってしまう高齢者の増加というのも深刻な問題で、生きがいや意欲の低下から起こる閉じこもりは、認知症のリスクを急速に高める、こういうことも言われております。

これらの山積みされた課題を解決するためには、高齢化を防ぐことはできませんが、できるだけ長く地域で生活することができる高齢者を一人でもふやすことが重要でありまして、この介護予防事業こそが迫り来る超高齢社会の基本戦略と考えておりまして、その人らしくいきいきと生きられる生涯現役のまちづくりの構築を目指すことにしたものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

高浜市が生涯現役のまちづくり事業になぜ取組み始めたのか、よくわかりました。

では、次の質問に移りますが、この生涯現役のまちづくり事業は大変重要な事業であると、先ほどの回答にも、超高齢化社会の基本戦略とございましたが、まさしくそうであると認識いたしておりますので、もう少し詳しく、事業の中身や将来像について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） この生涯現役のまちづくりが目指すべき具体的な将来像といたしましては、高齢者お一人お一人が、きょう一日何をして過ごすのかをみずから選んで行動することができる、本来はだれにとっても当たり前のことが、高齢者となってもそういう毎日を送っていただく、そういうことを思い描いております。そのために、市内にある豊富な社会資源ですとか、まずは現在やられている事業、高浜市独自のものもありますし、そういった楽しく、魅力的な事業をつないで活用してまいりたい、このように考えております。高齢者の皆さんが、御自分の健康づくりのため、生きがいづくりのため、そして仲間づくりのために地域で活動していただくための仕組みづくりを行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

きょうは、予定や、やることも特に決まってない、きょうは出かける用事もないという方が、

一日じゅう自宅から外に出ない、また、それが続いていく中で、自宅に閉じこもりがちになる高齢者、特に女性よりも男性の高齢者の方に多いのかなと思います。これから閉じこもりがちの高齢者を、いかに外に少しでも出かけていただけるようにしていくという仕掛けをつくっていくのが、この事業のポイントであると思っております。閉じこもりがちの高齢者の方が、まちへ出て動き回るための上手な仕掛けや仕組みを創出していただくことを期待しております。

では、次の質問ですが、生涯現役のまちづくりの実現に向けての現在の取り組みについてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 生涯現役のまちづくりの具現化に向けまして、昨年10月に、生涯現役のまちづくり調査研究委員会というものを立ち上げております。この委員会は、まちづくり協議会や町内会に所属をされてみえます市民の皆様10名、地元の企業や商店を運営される商工関係者の方々9名、市内の特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどにお勤めの福祉関係者10名、社会福祉協議会の職員2名、そして福祉部を初めとする各部署の行政職員9名の合わせて40名で組織されております。また、講師といたしまして、夢のみずうみ村の代表である藤原 茂先生をお迎えし、現在、積極的な議論を展開しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 市民の方、商工会の関係者、福祉の関係者など幅広い分野の皆さんが参画された委員会が立ち上がった、そしてまた、しっかりとした調査研究を始められたということでございます。そして、この委員会のかじ取りに、夢のみずうみ村の藤原代表がいらっしゃるというのは本当に心強いなと思います。

では、続いての質問であります。昨年10月に立ち上がった生涯現役のまちづくり調査研究委員会の活動状況と、進捗具合についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 生涯現役のまちづくり調査研究委員会は、昨年10月14日のキックオフを皮切りにいたしまして、既に7回開催をいたしまして、次回3月15日が今年度最後の会議となっております。

委員会では、まず、委員の皆さんの目線と意識を合わせるために、高浜市が目指す生涯現役のまちづくりにつきまして、十分な時間をかけて意見交換を行っております。その中で、施設を中心に実施されております介護予防の先駆的な取り組みを調査し、これらの取り組みの考え方をベースに、施設の中ではなく、まちなかにおいて事業展開ができるよう調査研究をいたしております。委員会では、地域の歴史、文化、自然環境、風土、風習、住民の生活様式、種々さまざまな産業活動から活気をもたらすことが可能な場を、健康自生地とお名前をつけました。この健康自生地で体験する活動が、感激・感動とともに生きようとするエネルギーをもたらし、もって健康

に寄与する空間であることから、市内の健康自生地を探す活動や、その健康自生地がもたらす効果や可能な取り組みなどにつきまして、意見交換を行っております。

また、昨年11月には、委員会メンバーの8名が、山口市及び防府市にありますデイサービスセンター「夢のみずうみ村」の現地調査に出向きまして、調査報告書として取りまとめ、本委員会の中で報告会を実施をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 委員会で取り上げられている中での話を伺っていきまして、施設だけではなく、さまざまなものが健康自生地として活用できるということがよくわかりました。原風景となる自然や心穏やかになれる空間、そういったものを初め地域にあります公園や神社、川や海といった、子供からお年寄りまでだれもがゆったり、のんびり遊び憩える場所もまた健康自生地になり得るというわけでありますね。高浜市内には、この健康自生地が、僕は豊富にそろっているんじゃないかなと思っております。ぜひ多くの健康自生地を、市民の方々、そしてまた職員の方々、参加されている皆様、それぞれで探し出して、魅力的な取り組みを実施していただきたいなと思います。

また、私も先日、会派の視察におきまして、浦安のデイサービスセンター「夢のみずうみ村」を訪問させていただきまして、藤原代表とお話をさせていただいたり、いろいろと聞かせていただきました。正直、その先駆的な介護予防の取り組みについてというのは、とても私自身ショックが大きかった部分でございます。それまでは話にまでしか聞いてなかったというのが、実際見に行くと、いろんな仕掛けだったり、実際にやってみる。正直、この年、私まだ33でありますけれども、童心に返るような気持ちというのが物すごくありまして、単純なものでもやっぱりゲーム感覚があったり、自然と取り組むことによって、ストレッチを気づいたらさせられているというような、あとは記憶を鍛えていくゲームであったり、またその先に進んでいくのに坂を上ったり、階段を上ったりと、老若男女問わず楽しめる仕掛けが多いなど、非常に感動した覚えがあります。ちょっとした工夫から、ちょっとやってみよう、行ってみようという気持ちになる、そういった気持ちにさせるこんな取り組みを参考にさせていただいて、ぜひ、ここ高浜市でも今後どんどん展開をしていただきたいなと思います。

では、続いての質問でありますけれども、今現在、委員会に参加されてみえる市民の皆さんの理解度や、あと反応、どのくらいあるのかという部分を、わかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 先ほども申し上げましたが、委員会に参画される市民の皆さんには、高浜市が目指す生涯現役のまちづくりとはどのようなものか、また、なぜ今、生涯現役のまちづくりに取り組む必要があるのか、こういう基本の部分につきまして、十分に時間をかけまして意

見交換を行いました。このことによりまして、すべての方がというわけではありませんが、市民の皆さんと私ども行政の意識はかなり近くなり、目線がそろってまいったというふうに考えております。5年後、10年後の高浜を考えました場合に、生涯現役のまちづくりを何としても成功させなければいけない、こういう思いが一つに重なっている、こういうふうに感じております。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

委員会に参加されている市民の皆さんと、また行政の意識の目線がそろってきた。将来の高浜市を考えたときに、必ず成功させなければならない事業であるという共通認識が芽生えてきているというのはすごくいいのかなど。また、そういった進みぐあいがこれからの事業展開、本当に楽しみだなと私は思います。

では、次の質問であります。生涯現役のまちづくり調査研究委員会の中で、参画されている市民の皆さんから、事業に対する提案というものがあつたら、ぜひ教えていただきたいと思いません。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） ことしの1月に開催いたしました第6回目の委員会では、今後の進め方や目指す将来像についての意見交換を行いました。委員の皆様方からはさまざまな御提案というのをいただきました。

例えば閉じこもっている高齢者を外に出すためのメニューを考える前に、ニーズ調査を実施したらどうかという御提案をいただきました。ニーズ調査に当たりましては郵送で行うのではなく、地元の顔見知りの方が直接聞き取りをすることによって、鮮明なニーズが見えてくるのではないかという御提案がありました。また、ニーズ調査と並行して、市内の各種団体が施設を使って現在実施しているサービス、そういうものについてももう一度洗い出してみたらどうかというような御提案もありました。

このように、参画される委員の皆さんが前向きで、真剣にこの事業に取り組んでいただけていることに心から感謝申し上げるとともに、委員の皆さんからの貴重な御提案は積極的に取り入れて、というよりは中心となつていただいて、この生涯現役のまちづくりをつくり上げていきたい、このように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

この委員会というのが行政主導じゃなくて、参加されている市民の皆さん、そういった方々の熱い本当に気持ち、熱意によって動かされているというふうに、私は聞いておりました。迫り来る超高齢化社会を目の前にしまして、市民と行政が同じ方向を向く、同じベクトルを持って、この生涯現役のまちづくりをつくり上げようと汗を流していただいて、また、それぞれ知恵を出し

合っているということに、私はエールを送っていきたいなと思います。

ところで、この事業に関しましては、前市長のころより「福祉のまち・高浜」と言われるように取り組んできた経緯と、これからの小さな高浜市、この小さな本当に人口の少ない高浜市の将来や、また、他市を見ましても、今後あらゆる面で中心になる、かつ重要な施策であると私は考えております。市民がやらされているとってしまう事業であれば、意味が全くないのではないかと。まずは市民の方々が自発的に、ちょっとこれやってみよう、ちょっとここに出かけようかな、そういった気持ちにさせていく、本当にまたさせていくという気持ちが重要なのかなと、私は正直思います。

それを踏まえまして、今後どのような施策をして、どのようにこの事業を展開していくのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） まず、昨年10月から始まった調査研究につきましては、次年度も継続して実施するために、引き続き調査研究委員会を組織してまいります。現在の委員会メンバーに次年度の意向を確認いたしました。ほとんどの皆さんが引き続き参画していただけるという運びになっております。また、市内漏れなく研究フィールドとして議論を展開していくために、地域で活躍されてみえる各まちづくり協議会の皆さんにも、できれば参画をしていただきたいと考えております。もちろんこの生涯現役のまちづくりは、福祉部だけで推進していくのではなく、来年度以降も全庁体制で取り組む必要がありますので、職員も横断的なかわりを持てるよう協力体制を整えてまいります。

また、次年度につきましては、議論を一層深めるために、委員会のメンバーを3つほどのプロジェクトチームに分けて、既存サービスの洗い出しですとか、高齢者のニーズ調査、拠点施設と健康自生地を結んだ仕組みづくり、さまざまな課題の抽出や検討など、具体的に掘り下げた個々の議論を展開し、平成24年度末までに調査研究を終了させたい、このように考えております。

さらに、市内にモデル地区を設けて、地域で具体的に実験事業を行ったらどうかという提案を、委員の皆さんからいただいておりますので、できましたら、一部の地域におきまして、実験、実証を始めることができるよう準備を進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

来年度はプロジェクトチームに分けて、引き続き調査研究を実施すると伺いましたけれども、高浜市という街中、先ほど私の中では小さい市だというお話をさせていただきましたが、こういった開かれた地域でさまざまな取り組みを実施するには、たくさん乗り越えていかなければいけない、クリアしなければならない課題、要は「夢のみずうみ村」というのは一つの施設の中で行われているものでありまして、これをどう、この開かれた地域でしっかりとした調査研究を続け

ていく必要があるのではないかなと思います。

また、地域における具体的な実験、実証につきましても、調査研究と並行しながら、ぜひともしっかりと進めていただきたいと思います。

次の質問でありますけども、先ほどの答弁の中で、平成24年度末までに調査研究を終了させ、一部の地区において、実験、実証に入りたいとおっしゃって見ましたが、その後の事業展開につきまして、予定でも結構ですので教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 現段階における予定ということになりますが、モデル地区における実験事業、これを実際に動かしてみまして、不具合があれば修正を加えながら、徐々に広げてまいりたいと考えております。モデル地域が広がり、いずれは市内全域で事業展開を図りたいと考えております。生涯現役のまちづくりのベースになるのは、まちづくり協議会を初め地域の皆さんが今実施されている活動そのものであるというふうに考えております。これらの活動を線でつなげることにほかならないというふうにも思っております。

ただし、先ほど柳沢議員がおっしゃられましたとおり、高齢者の皆さんが、これはおもしろそうだなと魅力を感じて、自発的に、ちょっとあそこの自生地へ出かけてみようという気持ちにさせることが重要になるというふうに思います。今後は委員会に参画される市民の皆さんからの御意見と、何より高齢者の皆さんの声やニーズを尊重しまして、事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

いろんな地域で特色ある実験事業がまた展開されて、それが市内全体に広がっていくことを期待しております。行政の方がまかれた種を、地域の皆さんが大きく育てていただければと思います。

高齢化社会を迎え、高齢者の皆さんにとって何よりも大切なのは、地域とちゃんと結び合って暮らしていけるということであると、私は思います。地域の一員でありつつ、地域で担えることをやりながら、地域からはいろいろな意味での手が差し伸べられるような生活、言いかえれば地域に抱きしめられている生活、市長のお言葉をおかりすると「ツツムチカラ」なのかなと思いますけども、今後、高浜市が取り組む生涯現役のまちづくりというのは、高齢者の皆さんの自立を促す一方で、地域としての高齢者の皆さんを抱きしめる政策であると思います。第6次総合計画に掲げられた「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を実現するための大変重要な事業でありますので、しっかりと推進をしていただきたいと思います。

それでは、次に、こども・若者成長応援事業、「タカハマ物語」であります。私の理解の範疇というのが、高浜の若者たちが中心になりドラマ制作をしている事業、かかわった若者たちが、

これからの高浜をどう考えるのか、また、この高浜市を、また、自分たちが住んでいる地域をどう住みよい地域にしていくのか、郷土への愛着心を育てて、たくさんの人たちとかかわりを持っていただき、たくさんを経験を通して、将来それをどう生かしていくのか。要は、次代を担う若者たちの成長を図る人材育成の取り組みであると認識しておりますが、よろしかったでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、お答えをいたします。

こども・若者成長応援事業の目的につきましては、将来を担う若者たちが、ドラマづくりを通してみずから考え、協力をして、ものをつくり上げる力をはぐくんで、また、多くのスタッフがかかわることによりまして、世代を超えた交流によるコミュニケーション能力の向上でありますとか、市内での撮影を通しまして郷土への愛着心を生み出しまして、そうした経験から社会とのかかわりを実感をし、高浜市の誇り、夢を次の世代へとつなげていくということが出来る若者の育成を図るというものでございまして、議員の御認識のとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

私自身も、この事業の背景にあるものにすごく興味がありますので、結果を導き出せば、将来の高浜市においても非常に期待の持てる取り組みである事業の一つであると、私は考えております。

それでは、次に、この事業の成り立ちや経緯そしてまた現在の取り組みや進捗状況を教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（山本時雄） それでは、ただいまの御質問のほうにお答えをさせていただきます。若干時間が長くなることを御了承いただきたいと思っております。

この本事業を実施するに至りました経緯について、まず、御説明を申し上げます。

本市では、御案内のとおり平成16年度から中・高校生の居場所事業を実施してございます。この事業は、平成13年度の168人委員会という地域福祉計画策定に关します市民参加型ワークショップの一つでございます子どもグループに参加をいたしました中・高校生などからの提言や、平成14年度にこの子どもグループが実施をいたしましたアンケート調査結果などから、週末や放課後に気軽に集まり、自分たちの運営により活動を行うことができるような居場所を熱望しているということ踏まえまして、次代を担う中・高校生がやりたいこと、やってみたくいことを実践しながら、地域での活動に参画をし、その経験によりまして自立や社会性の向上が図られるよう、また、高浜市に生まれてよかったと思えるよう、夢を持ち、再び次の世代へとつなげていくことができる若者が育つようにとの目的から開始をしてございます。

この事業も平成13年度で8年目を迎えていますが、ごめんなさい、失礼いたしました、平成23

年度で8年目を迎えています。平成22年度にバンド活動をしていました高校生スタッフが卒業したこともございまして、新たに中学校でボランティア活動してみえます子供たちや、その友達などが加わり、現在、活動のほうを行っているところでございます。

これまでバンド活動を中心として事業のほうを実施してまいりましたが、後継者不足や事業活動に対します課題を抱える中、バコハのOB・OGから、自分たちがつくり上げるコンサートなどのイベントなどで、もっと多くの人たちを受け入れ、かかわってもらえる形にするべきであったという反省のもとに、大学生や社会人となった自分たちが協力することで何かできないかとの提案が、これまでバコハの活動の支援をしていただいておりますまちづくり市民会議の皆さんのところへございました。

市民会議のほうではこのことを受けまして、今の若者たちに欠けているみんなで何かをつくるという意識づくり、そして地域の方とかかわる中で、コミュニケーション能力を鍛えるとともに、みずからが考え、行動する心を醸成するため、従来どおりの支援方法ではなく、多くの人がかかわることのできる手法といたしまして、ドラマ制作を考え、市民予算枠事業の協働推進型の提案が採択され、市と協働いたしまして、こども・若者成長応援事業というものがスタートをいたしました。

この事業の進捗状況でございますが、7月に高浜市在住・在学・在勤・出身等、高浜にかかわりのある方を対象に、勤労青少年ホームにおきましてオーディションのほうを行い、4日間延べ801名の参加をいただきました。この中からメインキャスト約20名が選ばれまして、9月18日にはメインキャストの発表を含め制作発表会を開催し、その場には約250名の参加をいただいております。そして、10月15日の鬼みちまつりの会場でクランクインいたしましてから、2月の25日までに計20回の撮影のほうを行ってございます。

事業の中心でございます子供・若者、特に中・高校生につきましては、撮影場所のセッティング、小道具作成をバコハスタッフが中心となって行ってございます。また、主人公の部屋のつくり込みでは、意見を出し合いまして、中学生らしい部屋をつくり、ドラマの中の鬼コン実行委員会の拠点となります場所におきましては、制作スタッフの指導のもと半日かけてつくり上げております。

また、ボランティア等のかかわりといたしましては、メイク、記録係、メイキング映像係、交通整理、撮影補助などを担当していただいているところでございます。そのほか、市民の方によります撮影場所の提供、炊き出し等の協力をいただきながら、制作を進めております。

子供たちにおきましては、最初は何をやっているのかわからず、大人からの指示がないと動けなかった子供たちも、自分たちで仕事を見つけ、進んで動く姿が見られるようになり、少しずつではございますが、成長の一端が感じられるようになってございます。また、撮影現場では予期せぬ出来事に遭遇するということがございまして、そのたびに柔軟に動くことも学んでいるとこ

ろでございます。そして、撮影スタッフや実行委員会の大人たち、撮影場所の提供者の方などと、撮影を通しまして交流を重ね、世代を超えてコミュニケーション能力が醸成されているとともに、一つのものをつくり上げるという過程の中で、協調性も養われてきているというふうに考えてございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

中・高生の居場所事業を実施してから8年を迎えまして、それまでかかわっていたOBの方やOGの方々から、もっと多くの人たちを受け入れ、かかわってもらえる形にすべきであったという反省をもとにとありましたけども、今までの取り組みの一番大切な部分、本当に大切なところに気づいてもらえたのかなと、私は思います。若者にとってとっても大きな成長であり、高浜市においても取り組んできた事業の前進ではないかなと、私は思います。

進捗状況を伺いまして、オーディションで801名の大変多い方々の参加をいただいたというのは非常に嬉しいのかなと。また、キャストや制作スタッフだけではなくて、市民の方よっての炊き出しなどが、陰ながら支えてくださっている方々がみえるということは、世代を超えて、中心になって動いてみえる若者がコミュニケーションをとる機会としてもいい環境下にあるのかなと、よく理解ができました。

さて、この事業であります、目的や効果を考えたとき、少しでも多くの市民なり若者が何かしらかかわって、たくさんの方々、またいろんな世代の方々と一緒につくり上げていくということに意味があるということで、再認識させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） 今の議員の御指摘のとおりでございます、本事業の目的の一つは、みんなで何かをつくり上げていくという過程でございます。その手法の一つとして、ドラマ制作というものを取り入れたというのでございます。高浜市にかかわる若者はもちろんのこと、幼児から高齢者の方々まで、多くの方に御参加していただくことが重要であるというふうに認識をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

この事業の取り組みの意義に関しまして、理解を得られてない方々も市民の中にはおられるというふうにちょっと伺ったことがありまして、私もまだしっかりと市民に浸透し切っていない、この取り組みの意義なんですけど、この事業の取り組み意義に関して浸透し切っていないかなと思える部分があります。ただ映画をつくっているというふうに思われてしまうと、非常にこの事業もったいないなと思います。この事業を成功させるには、もっと市民も、また職員の方々も盛り上がっていただく必要があるんじゃないかなと、非常に私そう思っております。

そこで、撮影の方法や撮影場所、キャスティングやお手伝いしてくださる方々など、どのように周知方法をとってみえるのか。また、今後、チーム方式を取り入れていく、市役所のほうでチーム方式をいわゆる取り入れていくというお話を伺っておりますけれども、市役所内部の応援体制というのがしっかりと機能しているのか、職員の中での盛り上がりなども含めて、現状や課題を教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（山本時雄） 今議員がおっしゃられましたとおり、いろいろお声を、10月15日以降、クランクインをした後にいろいろお話を伺っております。特に周知方法のほうでは、何かしら、本当にやっていいのかとか、いろいろお声というのは聞いてございます。その周知方法につきましては、ドラマ制作にかかわる情報提供の場といたしまして、「タカハマ物語」の専用ホームページのほうを立ち上げてございます。そこで、撮影場所の告知等のほうを行っているところでございます。ただ、告知につきましては、撮影場所が個人のお宅等ということの中で、周囲への影響も踏まえまして、特定という形ではなく、何々町地内というような表示の告知のほうをさせていただいております。

また、撮影方法等につきましては、そのホームページ内にスタッフブログというのがコーナーに設けてございますが、その撮影状況にあわせまして、撮影の仕方、役割等を掲載しております。このブログの掲載に当たりましては、携わっています中・高校生やボランティアスタッフの方も参加していただいております。そこでは市民の方へどう表現をしたらその思いが伝えられるかなどといったことを考えながら、撮影状況等のほうをそのブログのほうに掲載をさせていただいているところでございます。

また、お手伝い等につきましては、オーディションに参加をしていただきました方の中で、キャストという希望ではなく、ボランティア希望の方を選択をされた方もおみえになりまして、その方をお願いのほうをさせていただいておりますが、まだまだ人員不足ということもございます。こちらのほうで応援ボランティアとしてかかわっていただけないですかというようなお話を伺いをするんですけども、なかなか一般の方におきますと都合がつかないとか、その日は都合でというようなことも伺っております。そんな中で、どうしてもまだまだ不足しておるといような状況でもございますので、引き続きホームページや市の広報等にも掲載をしていただきますとともに、加えましてさらにオーディション参加者等への、もう少し電話等の依頼の強化というようなこと、そういったような随時の募集のほうも今進めているところでございます。

また、この募集につきましては、3月25日の日に市民センターホールにおいて予定をしてございます中間発表会のほうを活用することといたしております。この発表会の御案内につきましては、3月の初旬に案内チラシができ上がりまして、幼・保・小・中・高の幼児・児童・生徒また今回その「タカハマ物語」のほうに協賛をいただいております企業様それからオーディショ

ンの参加者等、広く配布のほうをさせていただきますとともに、3月15日号の広報のほうで、チラシのほうを全戸配布することといたしてございます。その中間発表会に御参加をいただきました方には、その会の終了後もできましたらお残りのほうをいただきまして、クランクアップのメインシーンでございますコンサートに向けましたボランティア等の参加のほうをお願いをしてみたいなというふうに考えてございます。

また、市役所内部の応援体制ということでございますが、撮影場所等の告知については、随時庁内の掲示板等のほうに掲載をしております。この掲載方法につきましては、先ほどホームページでも述べましたように、特定した場所という表示ではございませんが、何々町地内というような形での表示の告知をさせていただいております。とはいえ、今までの中部公園だとか、広く公衆の目に立ち会えるような場所でございますが、そういった場所の特定というような告知のほうもさせていただいているところでございます。

庁内の掲示板のほうに掲載するに当たりまして、撮影場所とはまたほかに、例えば今回、主人公でございます中学生の子たちが出るんですけども、その中学生の制服といった小道具が必要になってくるというようなことも撮影の中にはございまして、そういったこともその庁内掲示板のほうで呼びかけのほうをさせていただきまして、職員の方のほうからも御協力をお願いしているというところでございます。

そこで、一部の市民にしか浸透し切っていないような御質問でございますが、これまで市広報、チラシの全戸配布や小・中・高校生の児童・生徒さんたちのほうへの配布、また、ホームページによります情報提供等々行っているものの、どうしても参加していただく機会のPRが不足しているというのが現状でございます。撮影当初では、鬼みちまつりでのクランクイン後、個人のお宅や工場内での撮影が多く、場所を特定した告知をすると、かえって周辺住宅に御迷惑がかかるという考えのもと、特定した告知をしていなかったということがございました。

そのかわりといましては、撮影場所では、撮影を行っていることがわかるように、「タカハマ物語」と書きましたのぼり旗のほうを設置させていただきましたり、ボランティアスタッフの方にスタッフジャンパー、黄色の色なんですけれども、スタッフジャンパーのほうを着用していただきまして、市民の方にわかるように対応のほうをしてみいました。その後、エキストラの市民の方が参加しての撮影が多く行われるようになりまして、オーディションに参加された方々が何らかの形で撮影にかかわれるよう、お声かけのほうをしております。

また、最近では、ドラマの中でのカットに使われる高浜の撮影スポットを市民の方から募集のほうを行っております。周知という点では、「タカハマ物語」というドラマ制作をしていることは、撮影中の市民の皆さんの反応から、私どもといましてはかなり浸透をしてきているのかなというふうに感じているところでございます。長期間にわたります撮影では、常に情報を発

信じ続けることが必要ということもございまして、現場で動く中・高校生等の若者が、キャストであり、ボランティアスタッフとして活動している姿を多くの市民の方に見ていただきたいというふうに、私どものほうは考えてございます。

したがいまして、ホームページや市広報、チラシ等による告知のほか、エキストラで参加をしていただきました方々を含めまして、「高浜市では、子供たちがかかわってドラマをつくっているよ」といった口コミでの広がりも大切というふうに考えてございますので、より多くの方が「タカハマ物語」にかかわっていただけるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 長い説明をありがとうございます。

上映まで、本当に残された時間もわずかだと思っておりますので、ぜひとももっともっとたくさんの方々が参加していただけるよう取り組んでいただきたいと思います。また、市民の中だけではなくて、職員の皆様にも先ほどチーム方式というお話をさせていただきましたけれども、山本リーダーが各撮影場所で一生懸命取り組んでいただいているというのは、私もよく拝見をさせていただいておりますけれども、庁舎内でももっと関係部署に限らずいろいろと皆さんが意見を出し合っていて、また助け合っていただければ、もっと庁舎内も盛り上がっていくのではないかなと思います。

次に、上映をことしの夏までにはと伺っておりますけれども、またどのように周知して、どのような形で上映をされていくのか。また、そこからどう次につなげていくという部分を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、お答えをさせていただきます。

現在、予定しておりますのは、5月3日の日に鬼瓦をモチーフにした、中学生等が制作をしました音瓦を使ったコンサートを開催して、そのシーンをクランクアップとして撮影をいたしてまいります。このコンサートには観光協会の御協力をいただきまして、昨年「春の鬼みちまつり」として4月に開催をしていた催しを、ドラマ制作を盛り上げるために「タカハマ物語フェスタ」として同時開催していただけることになりました。そのコンサートには、常時1,000人の全体で1万人規模の観客の動員を考えておりまして、昨年7月のオーディションに参加していただいた方々を含め多くの方々に呼びかけをして、フェスタの会場内で上映会の参加もお願いをしております。そのために、先ほど申し上げた3月25日の中間発表会において「タカハマ物語フェスタ」を周知するとともに、4月1日号広報では、開催する旨の記事を掲載いたします。また、フェスタの詳細を記したチラシは4月15日号で全戸配布するとともに、中間発表会と同様に広く配布をすることといたしております。

いずれにいたしましても市民の皆さんのお力をかりて「タカハマ物語」を盛り上げていただけるよう考えてまいります。そして、クランクアップ後に編集作業に入りまして、できますれば夏ごろには市民センターホールにおいて上映会を開催する予定といたしております。この日には多くの方々にごらんいただきたいと考えております。

また、そこからどう次につなげていくかでございますが、「タカハマ物語」によって若者たちの成長が感じられた一つを紹介させていただきますが、過日、市民予算枠事業の協働推進型の審査会がございまして、その席上で、バコハの現役スタッフの高校生、それと支援スタッフ、そして今回「タカハマ物語」のボランティアスタッフとしてかかわっています大学生の計3人から、ドラマ制作にかかわったことによる自分自身の変化、成長といった内容の話がされました。私もこのドラマ制作にかかわってからの子供たちの成長は実感をしておりまして、それが審査員の方々にも伝わり、至極感動されておられました。まさに本事業の目的の一端を見た思いでございました。そうした若者が次の世代へと引き継いでいけるよう、中・高校生の居場所事業を含めた活動の中で生かしてまいりたいというふうに考えております。上映会の企画が一段落した段階で、ドラマ制作を経験した若者たちの意見を取り入れた、次につながる活動を検討してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今回のこども・若者成長応援事業「タカハマ物語」にたくさん携わっていただく方々が、そしてまた若い人たちが、ここから人と人のコミュニケーションのとり方や企画の仕方、また地域の人のつながり合いや助け合い、そして高浜のいいところを再発見していただき、高浜人として大いに成長していただけることを心より期待申し上げます。

また、タカハマ物語の上映を見てくださった方々の中からも、自分たちも何かやろう、そういった自発的な気持ちを持っていただけるよう期待をしていきたいなと思っております。

それでは、最後に、この1と2の事業、生涯現役のまちづくりと、こども・若者成長応援事業であります「タカハマ物語」、この2つの事業がどのように関連し、今後どのように展開していくのか、お答えをいただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、私のほうから、生涯学習の観点からお答えをさせていただきます。

第二次高浜市生涯学習基本構想の考え方といたしましては、子供を「まなびの根っこ」にとらえまして、「ひとづくり」が「まちづくり」へとつながる「まなび」と行動が循環し合う生涯学習を目指しております。家庭・地域・学校などあらゆる場・機会を通じて、たくさんの感動や学びの楽しさに出会うことによりまして、未来に羽ばたく人材を育てることといたしております。

子供を根っこととらえる中で、その子供たちに学びの気づき、教えをしていただくのは人生経験豊かな高齢者の方々を含めた大人の方々でございます。セカンドライフを生き生きと過ごすために、生涯現役のまちづくり事業によりまして、元気な高齢者の方々が地域の子供たちと接する中で、次代を担う子供たちに御自身の体験談や地域とのかかわりを伝えていただくということは、高浜市が目指している生涯学習の実現に向けてのまなびの芽を発芽させるスタートというふうに位置づけておりまして、地域が活性化する原動力である人材の育成につながるものというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

私も、本当にそのように考えております。私はこの2つの事業が、今後、高浜市の将来を左右するぐらい、もっといえば明暗を分けるぐらい非常に重要であり、今日の現代社会におけるコミュニティを形成する上で、最も大切な基礎的なものであると思っております。

そこで、最後に、高浜市の首長であります吉岡市長のお考えをお伺いできたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今、柳沢議員のほうから非常に重要な施策であるというふうに言っていました。私もまちづくり協議会を初めとするいわゆる地域内分権、地域の方たちと行政と一緒に事を進めていくというものを、ここ何年間、重点施策として取り組んでおります。そういった中で、一番地域の方々が自主的に動いていただけることというのは、本当にその地域づくりにつながっているというのを実感しておるところでございます。

先ほどから出ております生涯現役のまちづくり事業の中では、サービスを受ける側と申しますか、閉じこもっている人たちがいる中で、その人たちを引っ張り出すというのも非常に大事なことなんですが、一方では、事業を担う側という方たちの方がみえることは間違いないですね。これはリタイアされて地域に戻ってこられると、そういう方が、これからそういう方もどんどんふえていくわけです。そうした中で、その事業の幅というのは、高齢者の方々に向けるだけではなくて、多分もっと大きな地域ということを考えると、子育てであったり、子供と一緒に何かをやるというようなところにつながっていくことは間違いないと思っております。

また、若者たちを考えると、子供さんたちというのは言葉で、例えば「コミュニケーションスキルを磨こう」だとか、それから「自分でものを考えよう」だとか、「地域を知ろう」と言っても、それは本当に子供たちにどういうふうに伝わるかということ、「大人が何か言っとるな」ぐらいのことになってしまうんですね。バコハというのは、もともとそういう意味では子供さんたちが自分たちで考えて活動できるようなそういう場を提供したはずなんですが、なかなかその事業の核となるものがないと難しかったという思いはしております。

そういう中で、子供たちが自主的に映画制作ということ为核心にして、いろんな形で地域を知っていくということが、将来の言ってみればまち協の担い手になるような人たちになっていく、根っこになるのかなというふうに思いますし、現実に関防災なんかを考えても、活動する場はいっぱいあるんですよ、子供たちに。でも、そのときに、今のかかわりの中で子供たちが地域というものを築いていただければ、例えば防災活動でも自分に役割があるんだという思いになっていただけるんですが、それを言葉で示すのは先ほど申し上げたように難しい。そういうことでは、この事業、2つの事業というのは、お互いにその地域における一つの接点が私はできていけるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では支え合って地域づくりをしていく大家族たかはまを目指す事業につながっていくと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

正直、国を見ましても、右に左にとなかなかいい政策でも決まっていけないという状況で、正直困ってしまいますので、市民や職員の方々にもまず理解をしっかりといただいて、いい政策であれば早く進めていかなければいけない、いい政策には待たなしで、私も議員として地域でいろいろとお話をする機会がありますので、しっかりと地域の方にもお話をさせていただきながら、また、少しでも微力ながら協力できればと思います。

ちょっと時間が過ぎましたが、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、公園事業について。一つ、予防接種事業について。一つ、福祉行政について。一つ、教育行政について。以上、4問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、公園事業について。

私たちが子供のころは、近くの公園でよく缶けりをしたり、鬼ごっこ、かくれんぼ、ゴム飛び、かかしなど、近所の子と暗くなるまで元気に遊びました。公園がなくても、近くの田んぼや小川、広場、砂山など、遊ぶ環境にあふれていました。物はなくても豊かな自然環境の中で、思いっき

り遊ぶことができ、今思えば子供にとってはとても恵まれた環境であったと思います。

近年、子供たちが遊ぶ場所は、主に公園です。近ごろ、外で走り回るよりも、家でテレビゲームをしたり、塾へ行ったりする傾向になってきていますが、それでも父兄からの公園への要望はとても強いものがあります。公園の前を通りかかると、子供たちの元気な、にぎやかな声や、走り回る姿を目にすると、ほほ笑ましく思います。木の下にあるベンチで親同士の会話も弾み、子供を媒介にしたコミュニケーションづくりの場でもあり、公園はお年寄りのゲートボールやパターゴルフなど、目的に応じて使い分けられる憩いの広場でもあります。子供からお年寄りまでいつでも来る人を優しく迎えてくれるような憩いの場が、公園であると思います。

理想の公園論としましては、1、安全・安心であること。2、居心地がよく、ベンチに座って木や水を眺めるなど、安らぎの空間であること、3、潤いと運動。潤いは花や緑、水といった自然あふれる場、運動は健康づくりの場として、散歩やジョギング、体操ができること、4、人々が集まり、学習や情報伝達を可能とするコミュニケーションの場であること、5、だれでも自由に出入りできるオープンな屋外空間であることなどですが、一方、災害時には避難場所としての役割も担っております。

そこで、本日は公園事業につきましてお尋ねをさせていただきます。

都市公園また児童遊園等の維持管理ですが、今は大変ありがたいことに、住民参加型の公園管理運営が推進をされておりますが、その現況につきまして、また、今後の取り組みにつきましてもお尋ねをいたします。

また、論地町の論地児童遊園もかなり狭くなり、イワトミ製瓦の跡地に多くの住宅ができて、若い世代の方が年々増加しており、小さいお子さんがたくさんおみえになります。できれば広々とした公園の整備を望むものですが、今、高取南部老人憩いの家の隣にありますミニパークで、お子さんがよく遊んでおります。しかし、斜面になっている上、いびつな形で大変狭いので、何とかしていただきたいと御要望をいただいております。ぜひ、お子さんが伸び伸びと遊べる公園にしていきたいと思っております。

そこで、当局の見解をお尋ねいたします。

- 1、本市の公園の維持管理の現況と今後の取り組みについて。
- 2、論地町公園の整備について。

次に、予防接種事業について。

がんや心疾患、脳血管疾患に次いで、日本人の死因の上位を占める肺炎。この病気で年間11万人を超す高齢者が亡くなっております。肺炎は、抵抗力の弱い高齢者にとりまして怖い病気の一つですが、その予防には肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされております。肺炎の多くは、風邪などをこじらせてかかってしまう市中肺炎で、肺炎球菌ワクチンは、この市中肺炎に有効とされ、接種率は向上しております。しかし、近年、高齢者の肺炎による死者数は、減るところか増加傾

向にあります。成人用の肺炎球菌ワクチンの効果は、海外の研究で確認済みで、世界で広く使われております。アメリカやカナダ、オーストラリアなどでは、国が主導する形でワクチン接種への公的支援を実施しております。

日本では、成人用の肺炎球菌ワクチンは1988年に承認されたものの、社会的な認知度の低さや接種費用が高いことなどからなかなか普及が進まず、65歳以上の高齢者の接種率はいまだ12%で、アメリカの60%に比較すると徐々にふえているというものの、かなり低い比率になっております。また、国内で行った介護施設入所者を対象とした大規模な試験では、ワクチン接種で肺炎球菌性肺炎の発症を63.8%減らす結果となり、ワクチンを接種した人の中で肺炎球菌性肺炎で亡くなった人はいなかったとのことです。一度接種すれば効果が5年以上持続するもので、高齢者の健康増進や医療費削減の観点から、ワクチンの公費助成を実施する自治体は年々ふえ続け、現在、660の自治体の実施をしております。

本市におかれましても公費助成を望むものでございますが、昨年の9月に質問しましたとき、厚生労働省の科学審議会で議論されているとの答弁でしたが、その後の動向についてお尋ねをいたします。

また、本市におかれましては、接種状況、また、より多くの高齢者に接種していただけるよう、普及への取り組みについてお尋ねをいたします。

そこで、当局の見解をお伺いいたします。

- 1、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種状況と普及について。
- 2、高齢者の肺炎球菌ワクチン公費助成について。

次に、福祉行政について。

健康に関心を持ち、元気で安心した暮らしをだれもが望み、国民の大きなテーマともなっております。もしも深夜に突然の発熱で不安になったら、もしも診察した医師の診断に不安を感じたら、もしストレスがたまり精神的な悩みを抱えてしまったらなど、健康への不安を多くの方が抱えております。そして、実際に病気やけがは、いつどこで引き起こされるかわかりません。そこで、体や心の不安に、24時間、年中無休で安心を届ける24時間の電話健康相談が、全国に広がりを見せております。

軽症患者が夜間や休日でも気軽に救命救急を利用するコンビニ受診を減らし、医師らの負担軽減につなげようと、伊丹市は2008年7月に「いたみ健康・医療相談ダイヤル24」を開設しました。開始以来、市消防局に診察可能な病院を尋ねるなど、緊急性の低い電話の件数が3割減などの効果もあらわれ、予想を大きく超える利用があり、地域医療を守るためにもさらに周知を図りたいとのことです。このダイヤルは、突然のけがの手当や健康状況の悩みなどの相談を、24時間常駐している医師や看護師が聞き、アドバイスをするサービスで、市民は通話料無料で利用できます。

伊丹市は、医療全般の相談を請け負う東京の民間業者に委託し、開設をしました。利用件数は1年間で延べ1万8,342件と、当初予想していた1カ月600件の2.5倍に当たり、特に乳幼児に関する相談が3割を超え、30歳代などの若い世代の積極的な利用が目立つとのこと。また、1年間で市消防局に「夜間や休日に受診できる病院はどこか」など、不急の病院案内を求める電話の件数は、前年度比の70%に当たる2,167件に減少し、このダイヤルの効果が見られ、いざというときに市民に安心を与えられる窓口として定着しつつあります。

本市におかれましても、年々医療費の増加や、社会問題になっていますコンビニ受診への対策も必要ではないかと思えます。何より市民の安全・安心の確保という点で、年中無休で24時間受け付ける電話相談は、大きな効果が得られるのではと思えます。

そこで、当局の見解をお尋ねいたします。

1、救急処置の必要のない軽症患者によるコンビニ受診、緊急性の低い119番通報の現況について。

2、年中無休で24時間受け付ける電話相談の開設について。

次に、教育行政について。

日本で暮らす在日外国人にとって、日本の社会で生きていく上で、言語すなわち日本語の習得と、子供たちにとっては母語の保持が重要な課題となっております。日本語は、日本社会で安心して暮らしていくために欠かせない要件です。職場での労働や地域社会での生活において、日本語ができないことによる不都合や不利益は決して少なくありません。回覧板が読めず、ごみ出しのルール違反をしてしまうなど、地域生活でのトラブルも少なくないですし、子供の就学や進学につきましても、学校や教師との連絡は、多くの外国人にとってしばしば困難を伴うものです。子供たちが日本の学校に適応し、進学するためには、よりしっかりした日本語の習得が必要です。言葉を習得することによって得られる効果は、例えば買い物をするのに困らなくなる。公共交通機関を使って外出することができるようになるなど、生活全般に及びます。

また、日本での生活をより充実させる上で大きいのは、自分の意思を他人に伝えることが可能になり、人間関係をより多く持つことが可能となり、住んでいる地域社会に主体的に参加し、地域の一員となることができます。異文化共生社会の実現には、言葉の学習と教育的援助が一番大切だと思います。

そこで、本日は、在日外国人の教育支援事業について質問をさせていただきます。

本市におかれましても、市民課窓口や教育現場に通訳者を設置され、外国人がどのようなことに困り、何を望んでいるかなど、外国人への理解も深まり、さまざまな地域での問題解決にもつながったのではと思えます。

昨年、西尾市へ視察に行っていました。西尾市の場合は、保育園、幼稚園児から小・中学校の児童・生徒まで、トータルで教育支援事業が開設をされております。保育園、幼稚園児に対

するプレスクールでは、日本の小学校に円滑に就学できるように、言語面、生活面、学習面からの指導を行い、毎週1回外国人児童コーディネーターが巡回をしております。また、在園児の保護者を対象にした日本語教室を、毎週土曜日、中野郷保育園で開設しています。

小・中学校児童・生徒に対する早期適応教室では、西尾市内の小・中学校に編入したばかり、あるいは在籍していて日本語が不自由な児童・生徒を対象に、月曜から金曜日、午前8時15分から午後3時まで学習指導を行っております。外国人児童・生徒教育指導アドバイザー2名を、ポルトガル語通訳者3名を配置しています。

就学のための学習支援教室「Green Station」は、西尾市と市民団体「外国人との共生を考える会」が協働して運営していますが、小・中学校に不就学、不登校の児童・生徒、保育園・幼稚園に未就園の就学前児童が通所しております。月曜から金曜日、午前9時から5時まで、専任スタッフ3名で運営されております。今まで学校の内外でさまざまな問題に苦慮していましたが、こういった支援を通してようやく安定した学校生活が送れるようになり、何より学校の教師が安心して教育に専念できるようになったとおっしゃっていただきました。また、西尾市に住むおひさんは、一人もリタイアさせないという信念のもと取り組んでいるという、重い言葉を伺ってきました。

そこで、当局の見解をお尋ねいたします。

1、外国人児童、小・中学校の教育支援事業の現況と今後の取り組みについて。

以上、1回目の質問を終わります。

〔16番 小野田由紀子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

〔都市政策部長 小笠原 修 登壇〕

○都市政策部長（小笠原 修） それでは、小野田由紀子議員の1、公園事業について、（1）本市の公園の維持管理の現況と今後の取り組みについてお答えいたします。

公園や広場につきましては、先ほど議員からもお話いただきましたように、子供からお年寄りまでだれもが自由に利用でき、安全・安心な居心地のよい空間であり、地域の人々がレクリエーション等を通じて身近な触れ合いを支える空間であります。

また、災害時には人々の緊急避難地や延焼遮断帯として機能するなど、防災面での重要な役割も担うものであり、いろいろな分野で地域住民の皆様の生活に密着する重要な都市施設であります。

これらを踏まえ、高浜市では、中部公園、大山緑地といった21の都市公園から、八幡公園、高平公園といった市立公園、児童厚生施設などとして位置づけされる15の児童遊園・子ども広場、27のミニパークやポケットパークなど、都市公園法、都市計画法や児童福祉法といった法律に基づき、それぞれの地区における必要性を加味し、良好で健全な都市環境を構築するため、計画・

整備してまいりました。現在、その総面積は、都市公園10万9,937㎡、市立公園1万2,394㎡、児童遊園・子ども広場1万3,874㎡、ミニパーク4,127㎡で、合計14万332㎡であります。この面積に対し、5つの小学校区ごとの1人当たりの公園面積は、翼地区が4.45㎡と一番高く、高浜地区3.51㎡、吉浜地区2.83㎡、高取地区1.99㎡、港地区1.72㎡の順となっております。これらの公園や広場につきましては、機能を十分に維持させるため、計画的な維持・管理が必要であり、それらにつきましては、都市政策部都市整備グループにて行っております。

都市整備グループでは、公園や広場が本来の目的に沿った機能を十分に維持できるよう、建物や設備の維持管理から樹木、芝、草花等の植物の管理まで、公園や広場の維持すべき機能を確認し、常に適正な状態が維持されることで、その公園や広場を設置する目的が全うされる、このことを目標として維持管理に努めております。

また、時代の変化によって、公園や広場を利用する住民の皆様も変化し、人々のレクリエーションニーズの多様化、自然環境の保全や地球温暖化防止を初めとする環境問題への対応など、公園や広場を取り巻く状況も大きく変化いたしております。これらの状況を踏まえ、遊具等の点検業務につきましては、専門的なノウハウが必要であるため専門業者へ、中高木などの維持管理については造園業者への委託を行っております。

それ以外の清掃や草刈等の管理業務については、地域の皆さんで行っていただいております。個別には、吉浜まちづくり協議会においては、丸畑公園など7つの都市公園と、八幡公園等の2つの市立公園、1つの児童遊園、南部まちづくり協議会においては、碧海公園など3つの都市公園、NPOたかはまにおいては、フレンド公園ほか2つの都市公園、さわたりスマレ会においては、さわたり夢広場、渡し場かもめ会においては、芳川児童遊園、シルバー人材センターには、中部公園や大山緑地ほか8カ所の都市公園と、13の児童遊園とこども広場について、管理業務を委託いたしております。

このことは冒頭お話をさせていただいたとおり、公園や広場は地域住民の皆様の生活に密着した重要な都市施設であり、その大切さを住民の皆様と共有し、地域とともに守り育てていくことで、地域住民を核とする団体の皆様をお願いしているものであり、これらのうち、NPOたかはま、さわたりスマレ会の皆様におかれましては、計画段階から公園づくりに参画いただき、住民と行政が協働でつくり上げる、いわゆる住民参加型の公園として計画・整備されたふれあい手づくり公園、さわたり夢広場の維持・管理をお願いいたしております。

今後は、現存する公園においても、地域住民の皆様との合意形成が得られたものから、順次、積極的に住民参加型の公園管理の手法を取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、(2) 論地町の公園整備についてお答えいたします。

論地町の公園整備に対する考えについてでございますが、初めに申し上げましたとおり、市内

には21カ所の都市公園がございます。

これらの都市公園が設置された経緯は、市街地における土地区画整理事業により生み出されたものが15カ所、神社用地を借地したものが2カ所、公有水面の埋め立てに伴うものが1カ所など、そのほとんどが土地区画整理事業により、その用地を生み出して確保したものであります。このうち、論地町が属する高取小学校区では、都市公園2カ所、児童遊園2カ所、子ども広場5カ所、開発行為によって設置された小規模公園6カ所が設置されており、学区全体で15カ所、1.68ヘクタールの公園や広場が整備されております。このうち、市が土地を所有いたしております施設数は8カ所で、残りの7カ所は、個人、企業、神社並びに寺院の所有地をお借りすることにより施設の設置を図っている状況となっております。

市内における公園のあり方につきましては、部内で検討を進めておりまして、その中で平成21年度、22年度には5日間における公園の利用状況を調査しており、その結果は、都市公園での利用者が多い結果となっております。これらのことを踏まえ、来るべき高齢化社会に対応すべく、変化する社会情勢も視野に入れ、高取地区全体として論地町の位置づけを明確にし、公園のあり方を検討いたしておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、小野田由紀子議員の2問目、予防接種事業について、（1）高齢者の肺炎球菌ワクチン接種状況と普及について。（2）高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の公費助成について、関連上、一括してお答えさせていただきます。

高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、先の9月議会においても御質問をいただきましたが、その時点の厚生労働省の科学審議会予防接種部会の「ワクチン評価に関する小委員会」の見解は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、おたふくかぜワクチン、B型肝炎ワクチンの7つのワクチンは医学的、科学的な観点から人々の健康を守る上で広く接種を促進していくことが望ましいワクチンである、ただし、実施に当たっては、必要な財源と国民のコンセンサスのほか、円滑な導入と安全かつ安定的な実施体制を確保することが前提となるというものでございます。

その後、厚生労働省では新たに予防接種の見直しの方向性についての検討案を、平成23年9月29日付けで取りまとめており、これが直近の厚生労働省の見解となっております。この検討案によりますと、予防接種は国民の生命と健康を守る重要な手段であり、特に、子供の予防接種については、次代を担う子供たちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たすものであること、また、予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、必要なワクチンについては定期接種として位置づけ、その適正な実施を確保する仕組みを確立することが重要であるとしています。

次に、予防接種法の対象となるワクチンの見直しも検討され、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ

ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチンについては、当面の対応として子宮頸がんワクチン等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業をすべての市町村で実施しているが、事業が終了する平成24年度以降も円滑な接種が行えるよう、今後の定期接種への移行も視野に入れながら事業のあり方について検討を進める、また、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、高齢者の肺炎球菌の4ワクチンについても、ワクチンの供給量や実施体制などを考慮しながら、定期接種化の必要性について、さらに検討を進めるとしており、厚生労働省の検討案からも、この7ワクチンの定期接種化に向けての動きが進みつつあることが伺えます。

次に、高浜市における高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種状況は、現在、任意接種とされていることから、接種者や接種率を市が把握することはありませんが、議員の御質問にありましたように全国的には接種率は約12%と言われており、国が主導する海外に比べ低いものとなっております。また、最近の予防接種ワクチンの動向では、新たにロタウイルス感染症を防ぐロタウイルスワクチンが薬事承認されるなど大きな動きもあります。

高浜市におきましては平成24年度は、定期接種でない子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3つのワクチンにつきましては、国の基金制度が継続されたことから、現在と同様の対象者でワクチンの助成制度を継続して実施してまいりますが、定期の予防接種につきましては、従来から自治事務として区分され、市町村の事務として運営されてきました。

先ほど申し上げました水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、高齢者の肺炎球菌の4つのワクチンやロタウイルスワクチンなど、新たな疾病やワクチンが定期接種の対象とされる場合には、制度が持続可能なものとなるように、財源や健康被害についての救済制度とともに、円滑な導入に向けた措置が国においてなされることが望ましいと考えており、それに先駆けての公費助成は考えておりませんが、将来的には7つのワクチンの定期接種化も予想されることから、国、厚生労働省の動きに注視してまいります。

次に、3、福祉行政について、(1) 救急処置の必要のない軽症患者によるコンビニ受診、緊急性の低い119番通報の現況について。(2) 年中無休で24時間受けつける電話相談の開設について、こちらにつきましても関連上、一括してお答えをさせていただきます。

まず初めに、119番通報による救急搬送の現状につきましては、範囲が少し広がりますが、平成22年度の西三河南部西地域、具体的には碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、西尾市の6市全体の救急搬送の内訳を見てもみますと、全体の搬送件数が2万7,069件で、そのうち軽症が1万6,125件で、全体の59.6%となっており、残りの40.4%が中等症、重症以上となっております。

平成20年度の救急搬送では、軽症が60.7%であったことから、軽症者の割合は、若干減少しているものの、県全体の救急搬送が、平成22年度で軽症の割合が55.2%であることを考えれば、全体として軽症者の割合が多いことが伺えます。とりわけ、平成22年度では刈谷豊田総合病院が

5,690人、安城更生病院が5,043人の軽症者を受け入れており、西三河南部西医療圏においても軽症者の対策は必要であると考えられます。

一方で、救急患者の医療圏域内の完結率、これは圏域内の救急車が圏域内の医療機関に患者を搬送した率になりますが、全体で97%の完結率で、県内の12圏域内で上から2番目、そのうち重症患者については94.8%で同じく2番目となっており、非常に高い完結率となっております。刈谷豊田総合病院と安城更生病院という2つの3次救急医療機関の立地によりまして、この地域は非常に恵まれた救急医療体制の地域であるといえます。

次に、医療に関する電話相談体制ですが、愛知県が救急医療情報システムを実施しています。これは、休日、深夜など診療している医療機関に限られる中、急な病気やけがなどをしてしまった場合に24時間365日、自分の症状に応じた診療可能な医療機関の情報を手に入れることができるよう運営されているシステムで、電話による案内のほか、インターネットによる検索を行うことができるものです。

また、核家族化の進行、家庭や地域の子育て機能の低下、女性の社会進出などの社会環境の変化に伴い、休日、夜間における小児科への受診や子育てへの不安がふえるなどの傾向が見られる中、愛知県と愛知県医師会、愛知県小児科医会、愛知県看護協会が連携して、子供を持つ保護者が安心して子育てができる環境づくりを推進し、子育て支援を行うため、小児科医が診察していない休日等の夜間に子供の病気に関する電話相談に応じ、応急措置についての助言や対応可能な最寄りの小児医療機関の紹介を行う愛知県小児救急電話相談事業を実施しています。

具体的な相談時間は毎週土曜日、日曜日、祝日、年末年始の午後7時から午後11時までで、15歳未満が対象で、病気や薬、事故について医師や看護師に相談ができるというものです。こうした、救急医療の情報提供体制が整備されているものの、近年ではごく軽い症状で緊急性もないのに、夜間や休日に病院の救急外来を、コンビニのように気軽に利用するコンビニ受診が社会問題となっています。対応する病院側は、重症の患者を受け入れられなくなり、入院患者の急変に対応できなくなるなど、深夜、休日の救急医療体制の維持ができなくなります。

一方で、かかりつけ医は、患者さんの健康状態や病気のことなどを、普段からある程度知っており、困ったときには身近にいて適切なアドバイスをくれる医師であり、救急医療体制の維持と個人の体質や疾病にあった診療を受けることができるという2つの側面からも、最近ではかかりつけ医を持つことの重要性が指摘されています。

こうした救急医療体制の維持とかかりつけ医の促進のため、高浜市では、定住自立圏の枠組みの中で、平成24年度から新たに地域医療連携ネットワークを構築、運用してまいります。この事業は、3市1町で形成する衣浦定住自立圏において病診連携を促進させるため、中核医療機関である刈谷豊田総合病院を中心としたネットワークを形成することを目的とし、刈谷豊田総合病院と市内の診療所をインターネットで結び、オンライン化を図ることにより、かかりつけ医からの

検査予約、紹介による診療予約、診療情報の共有化などを行うものです。

この事業により、刈谷豊田総合病院と診療所の役割分担が明確になり、市民一人一人がかかりつけ医を持つことにより、必要な医療を適切に受ける環境が整ってくるものと考えております。

また、こうした救急医療の確保という課題は、高浜市が1市だけで取り組む課題というよりも、広域で共通の課題としてとらえ、圏域内としてともに考えていくことも必要であると考えております。

まずは、先ほど申しあげましたように、地域医療連携ネットワーク事業から進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、小野田由紀子議員の4問目、教育行政について。（1）外国人児童、小・中学校の教育支援事業の現況と今後の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

製造業が盛んな愛知県では、現在外国人労働者の就業人員が全国1位であり、その労働者とともに来日する就学児童・生徒数も、また全国1位となっています。そのほとんどの子供たちは、言葉の教育等適切な教育を受けないまま、学校に就学しています。御指摘のように日本で暮らす外国人児童・生徒にとって、日本の社会で生きていく上で、日本語の習得と母国語の保持が重要な課題となっています。

それでは初めに、本市の小・中学校における外国人児童・生徒の在籍状況について申し上げますと、平成24年2月1日現在、小学校に114名、中学校に43名、小・中学校全体で157名の外国人児童・生徒が在籍しています。これは、小学校では全児童の3.8%、中学校では全生徒の3.0%、小・中学校全体では3.5%にあたります。地区的には偏りが見られ、翼小学校が最も多く48名、吉浜小学校が次に続き27名在籍し、以下高浜小学校、港小学校、高取小学校の順になっており、一番少ない高取小学校は7名が在籍しています。また、中学校の内訳は、高浜中学校34名、南中学校9名となっています。この157名の児童・生徒のうち、日本語教育が必要な児童・生徒数は、小学校で72名、中学校では18名に上ります。母国語別にみると、ポルトガル語圏が小・中学校合わせて72名、全体の80%を占めています。フィリピン語が10名、スペイン語が6名、中国語1名、インドネシア語1名となっています。

次に、外国人児童・生徒への学校での学習指導の状況について御説明します。

通常の授業では各担任が工夫して、その子に合った指導を行っています。教室から取り出して別室で指導する取り出し指導も、各学校で計画を立てて行っています。平成23年度は、県から日本語教育担当教員加配を5人いただいております。日本語指導が必要な児童・生徒が多い翼小学校に2名、吉浜小学校と高浜小学校に各1名、高浜中学校に1名配置して指導に当たっています。

また、市費で任用している外国人通訳者2名がすべての学校を巡回し、各校の外国人担当教員

とともに取り出し学習指導に当たっています。

小学校では、これらの指導者と各学校の担当者が、日本語指導を必要とする全ての外国人児童に対して、1人当たり週に1から8時間程度、別室へ取り出して日本語の学習やおくれている教科の学習指導をしています。学習形態は、個人指導であったり二、三人のグループ指導であったり、学校の実情に合わせて変えています。

翼小学校の教育支援を例に、日本語教育が必要な児童に対する指導内容を具体的に申し上げますと、翼小学校には合計16名の支援を必要とする児童が在籍しています。県からの加配教員2名と市の外国人児童・生徒の通訳者2名と連携し、個の能力に合った指導を実施しています。1年生4名については週5時間グループ指導を実施し、楽しく学校生活を送ることを目的に支援をしています。2年生5名については、週3時間から8時間の取り出し指導、3年生から6年生に関しては、週1時間程度の取り出し指導を実施しています。

中学校では、取り出し学習を希望する生徒に対して、週1回、別室で個別指導を行っています。日本語の学習に加えて、数学など理解が不十分な教科についても指導を行っています。このような取り出し指導は、1人の児童・生徒に対して複数の指導者が指導に当たっています。そこで、前の時間に何を学習したかが分かるように、一人ずつファイルを用意して、取り出し指導でのプリント類をつづっておくようにしています。

次に、外国人児童・生徒への生活面での支援について御説明いたします。

ある程度、日本語を理解できる外国人児童・生徒であっても、その保護者は日本語がわからない場合が多くあります。そのため、学校での様子を保護者に伝えるためには、ポルトガル語で文書をつくる必要があります。先ほど述べました市の外国人児童・生徒の通訳者2名が、週1回程度、学校を巡回するときに、家庭へ連絡する文書を翻訳してもらっています。急な連絡を要するときは、通訳者に直接家庭との連絡を取ってもらう場合もあります。また、保護者との懇談会では、通常の巡回時間を変更し、通訳者を交えて懇談会ができるようにしています。

日本語がわからない児童・生徒は、日常での生活で多くの悩みやストレスを抱えています。それに対する相談活動も、取り出し指導のときに通訳者とともに随時行っています。幼稚園・保育園にも外国人児童・生徒の通訳者の力が必要な場合は、該当園に相談員が出向き、支援にあたるケースもあります。

各学校には、外国人児童・生徒用に、入学説明会資料、学校案内、問診票、健康診査票などの保健関係の調査票、運動会、学芸会、修学旅行などの学校行事のお知らせ、家庭環境調査票、就学援助希望調査票、口座振替依頼書など、毎年保護者に渡すものはポルトガル語版を作成し、すぐに渡せるように用意してあります。

また、各学校の指導の様子や活用資料などの情報交換ができるように、市内各学校の担当者と外国人児童・生徒の通訳者及び市教委担当者により、外国人指導担当者会を開いています。市内

の学校間で転校する外国人児童も多いため、この担当者会での情報交換は大変役に立っています。

そして、市独自の取り組みとして、外国人児童・生徒適応教室「くすのき」を設置しています。編入学された外国籍の子どもたちが、日本語や日本の習慣を学び、早く日本の学校になれて、楽しく過ごせるように、翼小学校で適応教室を開いています。「くすのき」での学習内容は編入学から3カ月を目途に、学校への適応指導、平仮名・片仮名・漢字の導入、基本的な会話の習得などの基本的な日本語指導をベースに学習計画を立て、日本語以外にも、音楽・図工なども行います。

また、翼小学校の行事にかかわる活動にも参加して、学校生活になじめるように支援しています。平成23年度当初の4月から6月の間は4名の児童が在籍し、ポルトガル語に堪能な市の非常勤講師である外国人早期適応指導員がその指導に当たっています。

一方、本市の幼稚園・保育園の状況を申し上げますと、現在、両親とも外国人の園児は52名在籍しますが、日常生活の会話が理解できない園児はほとんどおらず、来日から日が浅く、他の外国人の子供による通訳や身ぶり、手ぶりで伝えることが必要な園児が2名いる状況です。これらの園児につきましては、園生活になれるに従い、日本の生活や日常会話を十分できるようになっており、卒園までに日常会話に不自由する子供はいないと認識しております。

今後の取り組みといたしましては、増加傾向にある中学生の進路を見通した学習支援を行っていくことが必要であると考えています。平成23年12月16日に締結した高浜市教育委員会と国立大学法人愛知教育大学との連携に関する覚書に基づき、高浜市ボランティア学生派遣事業の一環として、学校支援ボランティア学生チューターを募集し、学校の教育課程外の時間帯に学習支援ができる方法を模索しているところであります。

今後も生活や文化、言葉が異なる外国人児童・生徒に対し、適切な指導を行っていくことは、学校全体の運営にも大きくかかわってきます。大きな意味で国際教育も視野に入れながら、外国人児童・生徒に対する指導の充実を図っていく所存でありますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 大変御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

初めに、公園事業についてですけれども、公園の維持管理につきましては、専門的なことは専門業者に委託しているということですが、それ以外の公園の清掃や草刈りににつきましては、まちづくり協議会やNPO法人などの多くの市民の皆様が、今現在は担ってくださっているということで、大変ありがたく、心から感謝申し上げたいと思います。

今後も、地域の公園は地域みんなで守り、育てていくという思いで、住民参加型の公園の管理を進めていくということでございますけれども、一体どこの公園を、今どの市民団体が管理し

てくださっているのか、目で見て把握できるように、一度、公園名と管理している団体名の一覧を作成し、状況が一目でわかるようにしてはいかがかなと思いますけれども、このことについて、まず質問させていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 今後も、市民参加型の公園管理の手法を取り入れていきたいと考えております。

公園管理一覧表の作成につきましては、市民の方にホームページ等により、その内容を公表し、周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。よかったです。

中には、一覧表を見て、皆さんがいろいろと頑張ってくださいているから、この公園ならうちの団体もぜひ管理をさせていただきたい、草刈りとか清掃とかできることはやらせていただきたいというふうに手を挙げられるかもしれませんので、積極的に住民参加を推進していくためにも、必要な情報だと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2つ目の論地町の高取南部老人憩の家の隣にありますミニパークにつきましては、公園のあり方を検討しているという御答弁ですが、ぜひお子さんが伸び伸びと遊べる公園の整備をよろしく願いいたします。このことは要望とさせていただきます。

それから、予防接種事業についてですけれども、高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、国の制度として定期接種化されることが、最も望ましいと思いますが、県内の市町村でも先行して実施しているところも、だんだんふえてきております。予防接種を実施することにより、医療費の抑制効果もありますので、前向きに検討していただきまして、実施に向け進んでいただくことを、再度、これも要望させていただきます。

それから、3つ目の福祉行政ですけれども、福祉行政、愛知県の救急医療情報システムと愛知県小児救急電話相談事業について、先ほど御答弁がありましたけれども、具体的な件数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） こちらにつきましては、平成22年度の実績になりますが、愛知県の救急医療情報システムの利用件数は、県内で15万2,974件で、そのうち、高浜市につきましては、496件となっております。

次に、愛知県小児救急電話相談事業につきましては、県内全体での件数となっておりますが、8,796件となっております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

先ほど、答弁されました県や医師会で実施されております愛知県小児救急電話相談事業、これは相談時間が土曜日や日曜日、祝日の午後7時から午後11時までと対応時間が限定をされております。今回、紹介させていただきました「いたみ健康医療相談ダイヤル24」は、24時間、年中無休で対応していただくことができますので、広域で実施していくことも検討する必要があるかもしれないけれども、ぜひ、他市に先駆けて実施していただければ、その効果により、他市も続いて実施することになるのではと思いますので、導入していただくことを、これも要望させていただきます。

最後、教育行政につきまして、外国人児童・生徒の教育支援事業につきましては、本市におかれましても取り出し指導に、23年度は、日本語教育担当教員、加配が5人の方が指導に当たってくださり、翼小学校での適応指導教室「くすのき」では、日本語や日本の習慣を学んで、一般学級のクラスにうまくなじめるように配慮されているという御答弁でございました。しっかり取り組んでくださっているということがよくわかりました。

日本の学校に通学させるということで、保護者の不安もとても大きいわけで、学校からの文書も、すべて今のところは翻訳してくださっているということでございます。保護者も安心して学校へ通わせることができると思いますので、今後も継続してよろしく願いいたします。

今回、質問に立った経緯でございますけれども、実は西尾市の外国人との共生を考える会を発足しました川部会長さん、この方は県住協の会長さんもされておまして、よく葭池県営住宅で集会所で会合を開いているわけでございますけれども、この方が本市に、ぜひグリーンステーションのように、マン・ツー・マンでの学習指導を実施していただきたいというようなお話を伺いました。外国人であっても、勉強が楽しくなって、物すごく伸びる生徒がいるよということを伺いまして、早速西尾市へ直接出向き、勉強させていただきました。

本市におかれましても、今後の取り組みということで、先ほど答弁がありましたけれども、学校支援ボランティア学生チューターを募集して、中学生の進路を見通した学習支援を模索していくというような御答弁をいただきましたので、御期待申し上げまして、私の質問をすべて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時、休憩いたします。再開は、13時30分。

午後0時5分休憩

午後1時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、北川広人議員。一つ、福祉行政について、以上、1問についての質問を許します。

9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは、福祉行政についてであります。

その中で、小規模特別養護老人施設についてと認知症対策について、この2問について質問をさせていただきます。一問一答方式にて進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

厚生労働省は、本年1月末に公表しました将来推計人口、これは大変に衝撃的なものであります。50年後の2060年の平均寿命は、男性で約84歳、女性では何と91歳になると、それぞれ予想をされております。このときには65歳以上の高齢者は、総人口の約4割を占め、複数の働き手が1人の高齢者を支える、いわゆる騎馬戦型から、1人の働き手が1人の高齢者を支える肩車型に移行する姿が明確となっております。これは今後の急速な人口減少と高齢化の進行予測を改めて裏づけるものではないでしょうか。

また、2012年度の40歳から64歳の介護保険料が、平均月額4,697円と過去最高を更新する見通しとなったと発表されております。これは介護保険導入時の平均月額2,075円と比べると約2.3倍まで膨らんだということになります。その算定理由については、利用者負担分1割を除いた2012年度の介護給付費の総額が、介護予防事業費も含めて8兆3,129億円になるとして、介護報酬が1.2%の増額となった分、給付費の総額も膨らんだとしております。

厚労省は、高齢化の進行で、今後も保険料の上昇は続くとしております。さらに、厚労省は2012年度から始まる3年間の介護保険制度から、事業者に支払う新しいサービスの導入と報酬単価を決定しました。ホームヘルパーなどが高齢者の家を日中・夜間を通じて定期的に訪問する24時間地域巡回サービスを創設して、調理など家事全般を手助けする生活援助の時間区分を見直しをし、サービスの効率化を図り、施設から在宅介護への移行を促して、住みなれた地域で暮らし続けられるよう後押しするとしています。

また、給付費の総額を押し上げている介護報酬全体では、前回の2009年度の改定に続き、プラス改定としました。これは低賃金が指摘される介護職員の給与水準を改善するため、介護報酬の中で、その水準を維持するためであるとしています。加えて3年間の経過措置ではありますが、職員1人当たり、月1万5,000円程度の上乗せを継続するため、人件費以外には使えないよう要件を課す加算制度を設けるとしています。また、自立支援を進めるため、老人保健施設では在宅に戻した率が高いほど報酬を手厚くし、重度化予防でリハビリを積極的に行った訪問介護事業者や施設事業者に対し加算するといったことも進めるとしています。

つまり、今後は、さらなる在宅介護重視と介護予防の推進という方向性であると思われま。そして利用者が必要なサービスを受けるには、その分、必要な費用がかかるということでもあります。すべてではありませんが、以上が厚生労働省からの今後の予測と、第5期介護保険事業計画に向けての通達の中身と理解をしております。

このような中で、来年度から高浜市第5期介護保険事業計画が始まるわけですが、この事業計画については、本年1月に事業計画中間報告が示され、地区説明会、パブリックコメントが行われたところですが、計画において小規模特別養護施設整備が掲げられております。そこで、この施設整備についてお尋ねをさせていただきます。

地域密着型サービスは、平成18年の介護保険制度改正で創設され、その1つとして小規模特養が位置づけられております。地域密着型サービスには、小規模特養のほかに、認知症グループホームなどがありますけれども、そうした中、高浜市が小規模特別養護施設を、その整備を選択した理由、根拠について、まずお聞きしたいと思います。

この後は、自席にて質問を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 小規模特養を選択した理由ということでございますが、大規模施設がグループケア方式を取り入れるなど、家庭環境に近いサービス提供にさま変わりする中で、地域密着型サービスは、高齢者が中重度の介護状態となっても、可能な限り住みなれた自宅、または地域での生活ができるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスとして、平成18年に創設されたものでございます。

このサービスは、身近な市町村で提供されることから、サービスは市町村の住民の方々のみが利用でき、市町村が指定、指導監督の権限を持っているというものでございます。

また、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住みなれた自宅または地域での生活を踏まえすと、施設が地域の中で溶け込み、家庭的な雰囲気と地域との結びつきを重視した規模として、入所施設の場合、定員が29名以下と定められております。

本市におきましては、特別養護老人ホーム入所待機者が120から130名おられる中、一般に入所対象者と考えられる要介護3以上の方で在宅サービスを利用しながら入所待機の方は、過去の調査でも30名前後で推移をしております。

また、小規模特養を含めた特別養護老人ホームを設置、運営できるのは、都道府県、市町村及び社会福祉法人等に限定されており、高齢者介護に精通した事業主体が運営することとなります。

こうしたことから、小規模特養の整備の計画をいたしたものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。さきの地区説明会で、地域密着型という言葉が非常に多く使われておりましたので、市民の中には、本当に小学校区単位のような、その地域の方が利用できるというように聞き取った方もみえたのかなという気がしますが、高浜市民が利用できるという理解でよろしいのでしょうか、確認ですが。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議員のおっしゃるとおり、高浜市全域の市民のみが利用できるということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、今の答弁にもありましたし、過去の答弁でもよくお聞きしましたけれども、特別養護老人ホーム、今、待機の方が100から130ぐらいということ、いつも言われるわけですが、その中で本当に特養の施設利用が必要な方というのは、大体要介護3から要介護5の方が対象になろうかと思えますけれども、そういう認定の方のうちの利用待機というのが大体30名とすると、今回、施設整備を進めていこうと思っている施設29名が定員ということですので、おおむね数字上は、その方々がしっかりと利用できるというふうに思えますけれども、その理解もそれでよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） そういうことでございます。現行、高浜市におきましては、定員100名の特別養護老人ホーム高浜安立荘ですとか、老人保健施設こもればの里・高浜ですとか、介護サービス内包型でサービス提供を行うケアハウス2カ所が、社会福祉法人等により整備され、高齢者の新しい住環境といたしまして、民間事業者により適合高齢者専用賃貸住宅というものが整備されており、大規模施設は、ほぼ充足しているというふうに考えております。

こうした中で、介護保険の理念でもある在宅介護重視の考え方は、今後とも変わることなく推進してまいります。

また、在宅重視を推進しつつ、介護基盤整備を計画するに当たりましては、より在宅生活に近い家庭的な雰囲気と地域と家庭との結びつきを重視した地域密着型というものが主流になると考えております。

通いですとか訪問、泊まりのサービス機能を包括的に提供する小規模多機能施設、認知症グループホーム、小規模特養などといった地域密着型サービスを中心として、第6期、第7期以降、事業計画策定の際にも検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 介護基盤整備の部分までお話をいただきましたけれども、要は何が言いたいかというと、高浜市内で、高浜市民の方々が、本当に必要とする施設整備をすべきところが、ようやく今回、やっていただけるということだと思えますよね。大規模の場合は、やはり市外の方も御利用になられるというところもありますし、特段、高浜だけが独占をするということをおっしゃるわけではありませんけれども、高浜市民の方々がこの施設に入れないというのは、これはちょっとおかしいだろうという市民感情は当然あるわけですよね。そういう部分では、非常に今回の施設整備というのは期待をしております。

また、今、部長のほうからお話がありましたみたいに、今後の方向性というのは、やっぱり地

域密着という部分で考えていくと、特に狭い市域の中で、いろいろな大きな施設整備をすることよりも、より地域に根差した形で利用頻度の高い市民のための施設というところで、方向性は僕は非常にいいと思います。そういう中では、今、おっしゃったように、第6期、第7期の策定の際に、しっかりと検討していくというお話がありましたけれども、どちらかというところ、この5期が大事なんです。第5期でしっかりと検証することによって、第6期、第7期のことが決まってくるわけですね。そこを今回、施設整備をする前段階から、しっかりとやっていただきたいというのが趣旨で、私はこれを質問しておるわけです。

今から、もうでき上がったものを、どう使っていくんですかという話ではなくて、つくっていく段階から、しっかりとその辺を落とし込んでやっていただきたいということが、この質問の趣旨だものですから、そこを踏まえて、また御質問のほうを進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、小規模特養等の、小規模には限りませんが、施設整備、こういったものを進めていくと、どうしても介護保険料は上昇するのではないかと、よく言われることがありますけれども、その点は今回、影響があるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 施設整備にかかわります介護保険料の影響でございますが、介護保険料の算定におきましては、給付見込み額に対しまして、国だとか、県、市の公費負担分と40歳から64歳の方々の第2号被保険者の方々の保険料負担分、および65歳以上の方々の第1号の被保険者さん分のそれぞれの負担割合に応じて決まっております。

また、給付見込み額におきましては、在宅サービスや施設サービス等の総額が給付見込み額となっております。これによりまして、在宅サービスを利用しながら施設入所を待機してみえる方が、施設に入所されますと、在宅サービスから施設サービスへということで、サービスの変換はございますが、その利用額そのものに変更がなければ、介護保険料には影響をしてまいりません。一般に居宅サービス、在宅サービスに比べまして、施設サービスはサービスの量が多いという状況でございますが、施設入所の待機をなさってみえる方は、その状態像から申し上げますと、どうしても在宅サービスをたくさんお使いいただきまして、施設入所を待機なさってみえる状況でございますので、在宅サービスの費用額と施設サービスの費用額は、ほぼ差異はないという状況でございます。

それで、今回の施設整備計画におきましても、定員29名という状況でございますので、今回の施設整備におきまして、保険料に大きな影響を与えるものとは考えてはおりません。

また、平成24年度から始まります第5期事業計画におきましては、小規模特養に係る費用を、平成25年度を開所といたしまして、介護保険料算定には含めさせていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。そんなに影響はないということですので、その点は少し安心をさせていただきますけれども、どうしても介護保険料というのは、目につくわけですね。どちらかというと、利用されている方よりも利用されていない方のほうが多いわけです。利用されている方とか利用者の方というの、本当に介護保険のありがたさというのを感じているという話をよく伺います。でも、利用されていない方というのは本当にわからないんですね、その部分が。ですから、そういった方々に、なぜ、介護保険というものが、これは前、地区説明会のときにもお話をさせていただいたことがありますけれども、なぜ介護保険というものがあるのか、どうしてこれが必要なのかということをしかりと説明する場面というものを、本当にそういうときがある場面で、随時やっていただきたいということを、この際ですので、つけ加えさせていただきますと思います。

1つ例を言うと、たまたまうちの家族ですけども、うちのおふくろは82歳で介護保険を使っていません。もったいないなということ、うちのおふくろは言いました。私は言ったんですよ、うちの例ですよ、うちのおふくろに、「あんたは僕のために介護保険を払ってくれとるんだよ」と。要は自分が介護が必要になったときに、子供だとか家族に非常に負担がかかるから、そのために払っとると思えばどうってことないだろうということ、非常に納得をしました。これは一つの言い方なんですけれども、全員が全員、それが当てはまるわけではありませんけれども、やっぱり言い方から場面を変えて、わかりやすく説明しておくというのは大事だと思います。ぜひ、そういうことをお願いしたいと思います。

それから、今、答弁にもありましたけれども、やっぱり在宅重視、これが今からは絶対に大事なことだと思います。介護というのは在宅介護というのが基本だと私も思っていますけれども、昨年実施された日常生活圏域ニーズ調査、この結果が要介護等認定を受けていない高齢者のサービス利用の意向、これは家族介護に加えた介護サービス利用が第1位と。積極的な介護サービスが第2位という結果でありました。特養などの施設サービス利用希望を大きく上回っているわけです。基本的に今、サービスを使っているわけではないし、介護認定を受けているわけではない元気な方ですから、余計にそう思っているわけです。ということは何かといたら、そういう認定を受けて特養に入るような人をつくるということではなくて、そういう方ができたときのために、そういう施設を一生懸命整備するということではなくて、要介護にならない方を維持していくというのかな、そういうことが大事ということだと思うんですよ、このアンケートの結果から読み取れるところは、そういうことですね。要は要介護認定を受けていない方のアンケートですから、特養に入りたいと思っている方よりも家族の介護が一番いいんだと。そこにプラス介護保険を使ったサービスを受けたいんだという結果ですから、結局そういうことですね。だから、元気でいたいんですよ、皆さん、そういう結果ということがあるわけです。

ですから、それを含めて考えていきますと、今回、一番期待するものは、この小規模特養の施

設のでき上がりではなくて、その施設の利用なんですよ、どのようにそれを生かしていくかというところに一番期待をしたいと、これを私は思っています。

順番に聞いていきますので、それでは、具体的な施設整備の話ですので、今回の小規模特養の施設整備、このスケジュールについて伺いたいと思いますけれども、公募によって事業所を募集することということになると思います。事業所の種類、それからまた現行考えられている公募から施設開所までのスケジュール、現行わかる範囲でどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） スケジュールということですが、市民の方のみが利用できる小規模特養、この特質上、当然ながら当市の高齢者の状況をよく理解している事業者であることが必須であると、このように考えております。

また、特別養護老人ホームを設置、運営できるのは、都道府県、市町村及び社会福祉法人等に限定されていることから、本市で既に介護保険事業を展開している社会福祉法人に対して、新年度になりましたら公募を行ってまいりたいというふうに考えております。

平成24年度当初予算を御可決賜りました折には、地域の方々への御説明を行いまして、御理解をいただき、24年5月、事業所決定に向けて公募を行いまして、そして25年3月、施設整備を終えまして、25年6月に施設開所、このように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。市内事業所、特に社会福祉法人のほうということで、やはり介護専門の部分、それから市内でもう既に事業展開をされているというところを選定するというのは、非常に賢明かなというふうに思います。やはりそういう部分では非常に安心がありますので、ぜひ方向としては、その方向で進めていただきたいなというふうに思います。

それでは少し細かい部分ですけれども、過去の例で言いますと、市が公募によって福祉施設整備をする際、整備用地については、市有地を事業者に貸与するということでの整備があったかと思えますけれども、今回はどのように考えてみえるのかということと、それから用地選定の基準というものが、もしお考えがあるならば、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 整備用地につきましては、基本的には市有地を建設候補地として考えております。

高齢者施設として整備する場合、建物のイメージといたしましては、利用者御自身にも介護員にも負担がかからない平家づくりを想定しておりまして、平家づくりとなりますと、建物敷地面積が2,000㎡以上、これだけ必要であることや、地震対策、津波対策にも考慮した用地選定が必要でありまして、これらを踏まえ、早急に整備用地を決定してまいります。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今言われたように、平家づくりというのは、本当に今どきだと思います。それと地震とか津波対策ですね、今のこの震災後1年たとうとしていますけれども、この時期では、その部分というのは非常に選定の重要なところだと思いますけれども、特に平家づくりというのは、先ほどもちょっと言いかけましたけれども、地域の方々が入りやすいということですよ。利用者だとか利用者の家族はもちろんなんですけれども、負担ということを考えると、それはもちろんなんですけれども、地域の方々が入りやすい、それから地域に対して地域を巻き込みやすいというんですか、そういうことがやりやすいつくりになるのではないかなというふうに思います。ぜひ、そういうようなところも踏まえて、設計だなんだということで、今からまた練っていくところが多いと思いますけれども、その辺のところも、どちらかという閉鎖されてしまうようなイメージというのは、できるだけないようなスタイルをとっていただくことが望ましいかなということ、私は個人的には思っております。

それでは、施設形態についてお尋ねをさせていただきます。

地域密着型の小規模特養というのは、通常型とユニット型というタイプがあると思いますけれども、その違いと、メリット、デメリット等がわかれば、その辺も踏まえて、現段階で、今回の施設は、どちらの形態を考えてみえるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 施設形態につきましては、近年の施設整備の状況ですとか、今後の高齢者の生活様式、プライバシーの観点、家族等の面会のしやすさ等を踏まえまして、個室ユニット型を考えております。

個室ユニット型といいますのは、居住費に係る負担が従来型と比較すると高くはなりますが、特定入所者、介護サービス費の適用がされることとなりまして、低所得の方の負担軽減も図られることとなります。反面1ユニット10名程度の個室で整備を行うことにより、より在宅に近い家庭的な雰囲気の中で生活を送ることができ、家族等の訪問の際にも、ほかの入所者に気兼ねをすることがなく、落ち着いた空間での面会が可能となります。

また、認知症状を有する方にも、ユニット型で整備することによりまして、認知症状がゆえの徘徊の際の事故防止ですとか、インフルエンザ等の感染症が仮に発生いたしましても、個室ユニット型で感染拡大が防止できると考えております。

これらを踏まえまして、個室ユニット型での整備を考えてまいります。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございました。

今、ユニット型が一番多いと思います。私もいつだったか、ちょっと覚えがなくて申しわけないですけれども、ちょうど市長が当選されてすぐだと思いますけれども、小規模特養の視察に行

ったところがあります。その場合は、ちょうど2ユニットでやられておりましたけれども、何ですか、食事をつくる厨房が真ん中にあるんですよね。両方の食事をそこからやれるというスタイルでつくられておって、非常に効率的だなということを思いましたし、逆に、それだけの仕切りなんですけれども、1ユニットという部分は、すごく何というんですか、1ユニットの中でしっかりとプライバシーが守られているような感覚で、大きな世帯に思えないイメージがありました。ぜひ、その辺のところを、またしっかりと検討しながら、先ほど言った設計にもまたかかわってくると思いますけれども、そういったところも、さまざまな今、特養があちこちにあります。いろんな情報を収集していただいてやっていただきたいということ。

それからもう一つは、やっぱり事業所をお願いをするということになるわけですので、そういう点でいうと、やはりユニットタイプだとかいうものは、非常に値段が高くなるということを伺っております。その辺で行政とのやりとりの中で、要は公募に対して不成立があるようでは困るわけですので、だからといって譲歩することなく、しっかりと主張するところは主張して進めていただきたいというふうに思います。

それから次に、予算について少し伺わせていただきたいと思いますが、この施設整備ですけれども、この3月定例会に出ております当初予算で1億3,340万円が補助金として計上されております。主要新規事業の概要の財源内訳で、全額、県支出金となっておりますけれども、1億3,340万円のこの補助金算定の根拠というものはどのようになっているのかということと、それから、高浜市として一般財源からの負担というのは生じないというふうに私は思っていますが、そういう解釈でいいかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 施設整備にかかわります補助金の内訳でございます。

議員おっしゃいましたように、施設整備費で1億3,340万円を計上させていただいておりますが、これは国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業が、本来であれば平成23年度で終了する予定でございました。しかし、国が平成24年度まで延長することであることの見込みを受けまして、愛知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業も平成24年度まで延長する見込みでございます。この愛知県補助金の交付要綱に基づきまして交付を行うものであり、市の一般会計からの負担はない予定でございます。

補助金算定におきましては、県の交付要綱に基づきまして、1ベッド、1床当たり400万円の施設整備の補助金と定員1名当たり60万円の開設準備資金の補助に基づきまして算定を行ったところでございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

きょうお聞きしました、この小規模特養というのは、市長のマニフェストから始まって、第6次総合計画にしっかりと載ったアクションプランの中の1つであります。しかしながら、こういうものは施設というのは、いわゆる箱物とよく言われて、つくっておしまいみたいな世界があります。それから今回の場合は、事業主体が高浜市が直接やるわけではなくて、社会福祉法人にお願いをしていくという形になるということは、これもまた1つ、私としては不安な部分もあるわけですね。

というのは、一番初めから言っているように、こういう施設は、つくって終わりではなくて、在宅介護重視、介護予防をしっかりと今からやっていくという、この福祉の世界の考え方、これがしっかりしておるのであれば、その施設をどう高浜の財として使っていくんだというところをしっかりと考えていっていただかないと意味がないと思うんですよね。ですから、そのところを一度きちんと検討していただきたいと思ひますし、それに対しての事業展開というものもしっかりやっていただきたいと思ひます。

例えば地域密着型サービスを今行っているところでいうと、あ・うんという認知症対応のグループホームがありますけれども、あ・うんさんは、例えば町内のおまつりだとか、例えば大山公園に花が咲くと花見に連れていったりだとか、さまざまな場面で地域と触れ合うことをやってみえます。地域密着型サービス施設というのは、三、四、高浜の中にありますけれども、そういった部分をしっかりと高浜市が、そういう仕掛けを投げかけていくべきだと私は思ひます。そういった部分に関して、今後も含めて、こういう施設というものをどう使っていくかということ考えた方向性というものを、しっかりと持たれているかどうか、一度お聞かせをいただきたいと思ひますけれども。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 先ほども在宅を中心としてやってまいるということで申し上げました。ですので、今、議員がおっしゃられましたように、地域密着型ということで、地域の人を巻き込んで在宅ということで支える施策をしてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それが基本だと思ひます。それが基本で、もう一個、言わせていただくのであれば、地域の方を、あるいは地域を巻き込むのではなくて、地域の方たちが入り込んでくるような施設づくり、施策づくりなんです。それは、きょう、いみじくも3番議員が一般質問のときに市長が答弁していただきました。人材をつくるということが大事なことなんです。そのところに結びついていくと思ひます。ぜひ、せっかくいいものをつくっていこうということであるのであれば、そういった方々が、私に何かここでできないかなとか、こういうことを、ここでやりたいんだけどとかというような人材づくりというものも、これは要は福祉部だけの話

ではないんですよ。要は行政全体で考えるべきことなんです。いろんなところで、いろんな部署が、自分のところでは何ができるのかなということを考えて、そういったものをどんどん出していく、その動きが市民に広がっていくと思うんですよ。でなければ、まちづくり協議会に、特派員だなんだと出ている意味がない、私はそう思います。ぜひ、そういうような思いを出していただきたいなというふうに思います。

そしてまた、重なりますけれども、第5期がこれで4月から始まるわけですよ、第5期の保険事業計画が。そこでやったこと、そこで検証したことが第6期につながっていくわけですので、ぜひとも第6期、第7期に向けて、第5期では何をやるべきかというところを、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、認知症対策について伺います。

この認知症についても、今言った施設のことにもかかわってくると思います。当然、小規模の特養に関しては、認知症の方も御利用になるという場面も想定できるわけですので、重なる部分もあるかとは思いますが、認知症対策についての御質問をさせていただきたいと思います。

まず、認知症介護について、これは認知症に対する理解のおくれから、非常に歴史が浅いと言われております。ここで少しその認知症介護の変遷について触れさせていただきたいと思います。

1960年から1970年代では、認知症高齢者の受け皿というのは主に精神病院でした。当時はぼけとか痴呆とかと言われていた時代であります。この当時はもう精神病院しかなかったんですよ、だれにも理解されないんです。そういう時代でありました。70年代後半に、今度は老人医療が無料化ということになりまして、多くの老人病院が開設されて、そこに入れられたと、そういう時代です。要は認知症という症状は、一番身近な家族はわかっておったのかもしれませんが、認知症ケアなどという言葉すらない、要は、ケアなきケアの時代と言われておったわけでありませう。

1980年代に入って、環境の重視、個別ケアがようやく導入され始めて、今まですべてにおいて介護者の都合で、介護者の都合が優先されていた認知症のケアに関して、一人一人の尊厳を支える個別ケアというふうに変化をしてきて、本人本位という概念が芽生えてきたのがこの80年代であります。加えて家族の介護者にも変化があらわれてきまして、全国的なネットワークがつくられたのもこの年であります。現在、このネットワーク、聞いたところによると1万人を超えると、会員数が。1万人を超えるということは1万世帯を超えるということですよ、きっと、という団体になっているそうですけれども、こういう方々の働きかけによって、広く社会に呼びかけて、認知症を理解していただくという形で、認知症の方にも住みやすい地域づくりを進めていこうということが始まったのが80年代というふうに言われております。

90年代に入ると、ようやくグループホームとか宅老所の取り組みというのが始まったわけですが、このときには、やっぱり新ゴールドプランとか、そういったものの中に認知症という

ものが導入されて、ようやく高齢者の協同生活介護の拡大というものが進めてこられて、とにかく施設をつくるということで進めてきたのが、この90年代後半と言われております。

2000年には介護保険制度施行と同時に、宅老所よりも先にグループホームがサービスメニューに加えられたという経緯があって、ここで問題があったのは、営利法人に居宅型介護保険サービスが開放されたということで、問題があったという語弊がありますけれども、このときは問題があったんですよね。というのは、やはり一気にふえた、1年間で100倍と言われております、施設ができたのが、この時代に。このときに異業種参入したのために、知識不足とか無理解による拘束、囲い込み、権利侵害、そういったものでサービスの質の確保が非常に重要な課題になったという時代でもありました。それとともに、市町村がようやく重い腰を上げて、認知症予防に対して取り組み始めたというのが2000年以降の話であります。たかだか10年かそこらなんですよ、認知症に対する取り組みというのは。

そういうような中で、先ほど言ったように、高齢者の数というのは非常にふえていくわけです、今から。その中でも認知症の高齢者の数というのも増加していくことが確実視されております。1つ例にとると、平均出現率による認知症高齢者の全国将来推計、2005年は300万人でした。これが2025年には553万人というふうに推計をされております。2025年の認知症高齢者数は、人口の将来推計における65歳の人口の15.9%というふうにも推計をされております。

そこで、こういうような今から流れが見える中、高浜市の認知症対策の現状と今後の対応について伺いをしたいというふうに思います。

まず、高浜市における認知症対策の現状、これについて伺いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） それでは、まず本市の認知症対策といたしましては、毎年、保健センターのほうで実施してございます特定健康診査のときにおきまして、2次予防、従前は特定高齢者というふうに申しておりましたが、2次予防対象者を把握いたすとともに、そこで2次予防対象者となった方々に対しまして、通所型の認知症予防事業、また通所が困難な方等におきましては、訪問型介護予防事業を実施いたしておるところでございます。

また、平成17年におきましては、厚生労働省から、先ほど先生がおっしゃいましたように、住みやすいまちづくりということで、認知症を知り地域をつくる10カ年の構想が出されております。それで、本市におきましても同年11月に、認知症サポーターを養成する講師役のキャラバン・メイトを養成する講座を、県下初に開催をさせていただきました。以降、毎年開催されますキャラバン・メイト養成講座におきまして、まちづくり協議会の役員さん等の市民の方々にも受講していただきまして、これらの方々や市職員による認知症サポーター養成講座が、市内の各地域、また職域、また小・中学校等で開催されまして、平成23年12月末現在の数字でございますが、講師役のキャラバン・メイトさんが、市民の方々を含めまして30名、また認知症サポーターにおきま

しては、認知症御高齢者お1人に対しまして3人以上の約2,000人の認知症サポーターが養成されておりまして、住みやすいまちづくりに寄与しております。

これらの方々の御活躍によりまして、認知症を正しく御理解していただき、認知症の方々やその家族を温かく見守る土壌が育ちつつある状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 予防対策ということと地域での見守りという部分というのは、今のお話でわかりました。これは後でまた少し触れさせていただくことがありますけれども、その見守り体制の中で、国は今回の制度改正で老人福祉法の改正を行って、高齢者の権利擁護を図るために、市町村は市民後見人の育成及び活用を推進することとしておりますけれども、この市民後見制度というもの、これをまず説明をいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 認知症高齢者の方ですとか、ひとり暮らし高齢者の方の増加に伴いまして、それらの方々の権利擁護を図るということで、成年後見の需要というのがさらに増大することが見込まれております。また今後、後見人が介護サービスの利用契約などを中心に、後見の業務を行うことが多くなるということが想定されますが、弁護士などの専門職がその役割を担うだけでなく、市民を含めた後見人の支援体制が必要である。そういうことから老人福祉法の改正が行われまして、本年4月1日に施行がされます。

市民後見人は、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民の方が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという考え方により位置づけられております。

また、市民後見人に委嘱する事案としましては、難易度の低い事案、具体的には、日常的な金銭管理ですとか、安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案など、必ずしも専門性が要求されない事案、これらが一般的に想定をされております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今年度、たしか市民後見人養成研修というものが実施されていると思えますけれども、その実施状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 高浜市におきましては、国のモデル事業を平成23年度の国のモデル事業の指定を受けまして、法施行に先駆けまして後見制度の趣旨普及及び市民後見人さんの養成のための研修を本年1月から3月にかけて、現在実施いたしておるところでございます。

研修内容におきましては、大学教授等による講義44時間と家庭裁判所見学等の実習6時間の計50時間、10日間にわたり、受講していただいております方には、民生委員さん、介護相談

員さん、また社会福祉協議会がやっております安心生活支援サポーターの方々など、十五、六名の方々が熱心に受講していただき、後見制度に対する意欲の高さから、充実した研修内容となっております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 10日間、50時間という非常に長時間というんですか、研修です。これに十五、六名の方が受講されておるということは、やはり市民後見制度に対する理解、あるいは意欲のあらわれということで、非常に同じ高浜市民としても、私も誇りに思ってもいいのかなというふうに思います。

ただ、この後見制度というと、今までは弁護士さんですとか行政書士さんですとか、そういった方が一般的にはやってみえるという話は何ってしていましたけれども、養成研修が終わったからといって、すぐ後見人として活動するというには無理があるのかなという気がいたしますけれども、こういう方々が受講後、後見人として活動していただく機会というのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議員、おっしゃられましたとおり、市といたしましても、養成研修を終了された方が直ちに後見人として活動される、これは困難だというふうに考えておりますが、後見人が必要と思われる方が、親族がないなどの理由によりまして、後見申し立てが行えない方に対して、成年後見市長申立、これを毎年、数件行っております。この市長申立の際に、専門職後見人とあわせまして、養成研修を修了された方を、身上監護部分を担う後見人候補者として推薦をしまっている、このようなことを考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

それでは、非常にこの後見制度というのは、認知症高齢者の方々、そしてまた今後、そこになってしまうような方々に対しての権利擁護という部分では非常に大事な制度であると思います。この推進というものをしっかりとお願いをして、やはりみんなで守るというんですか、そういう感覚というものをもっともっと出していただいて、後見の研修を受けて、その市民後見人となることのできる方というのは、これはたくさんいても別に問題ないわけですよ、どれだけいても問題ないわけですので、ぜひ、そののところを進めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、認知症の方々の介護サービスとして、地域密着型サービス、先ほど少し出しましたけれども、認知症グループホームの状況、これはどのようになっているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 認知症グループホームでございます。市内の認知症グループホーム

におきましては、先ほど議員、おっしゃいましたように、高浜市社会福祉協議会が定員6名で事業運営しております民家改修型、本当に一般の民家を一部手を加えさせていただきまして、事業運営しておりますグループホームあ・うんと、また、老人保健施設、こもれびの里・高浜に併設されております定員9名のひだまりの家が本体施設と同一法人の碧会によって事業運営されております。

認知症グループホームは、認知症の御高齢者が家庭に近い住環境や、定員9名以下の顔なじみの家族のような環境でともに生活し、職員から日常生活の介護を受けながら、利用者の能力に応じ自立した日常生活が営めるようにするものでございます。また、この安定したサービスを御利用いただくことによりまして、認知症状の進行の緩和や、常時の見守りにより安心して日常生活を送っていただくことが可能となっております。

また、こもれびに併設しておりますひだまりの家でございますが、こちらにおきましては、認知症の方々に特化したしました認知症対応型通所介護、認知症の方々のデイサービスでございますが、そういったものが昨年10月から事業展開されております。こういった部分が認知症の方々のグループホームを含めました介護サービスという状況になっております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 後、地域密着型の施設というと小規模多機能がありますが、オリーブでしたか、ありますけれども、そちらのほうは、認知症に関しては、何か通所的な部分で御利用になっている方が見えるとか見えないとかと、その辺の情報がございましたら。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 小規模多機能施設オリーブでございます。こちらにおきましては、平成19年に開所させていただきましたが、こちらにおきましては、通い、泊まり、訪問という3つのサービスを同じ職員が提供させていただくことによりまして、認知症の方々は、特に介護する職員がかわりますと戸惑ってしまう等の状況がございますが、その3つのサービスにおきましても、いつもの職員がサービス提供させていただくことによりまして、認知症の方々に戸惑いなく、またその3つのサービスが包括的にサービス提供できることから、認知症の方々にも柔軟なサービス提供の状況となっております。現在、利用者数もだんだんふえておる状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今、地域密着の施設というのは、やはりその名のとおり、地域に密着した形で、その施設自体が運営されていって、そしてまた利用されていくというようなイメージというのはずっとあるんですけれども、高浜のこの13km²という市域の中で、一般論でいうと、先ほど言った小規模多機能なんかは中学校区に1つぐらいが理想であるということは厚労省の指針でありますよね。そういった部分も含めて考えると、今回、小規模特養も立地がどこになるかというこ

とも含めてになります。高浜市域全域を、今からある程度押さえていこうという地域密着型のサービスが可能な施設というものの整備、こういったものというのは、今後、特養は余りないのかもしれませんが、グループホームだとか小規模多機能だとか、そういったものというのはもう少し必要になってくるのではないかなという気がするんですけども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 今、先生おっしゃいましたように、やはりこれからは住みなれた地域で、地域密着でございますが、住民の方々と一緒に生活をしていくという部分が一番大切な部分になってまいろうかと思えます。介護認定を受けられた御高齢者におきましても、やはり住みなれた地域で、いつもの顔なじみの職員から介護を受けたり、いつもの住民さんから、ちょっと声をかけていただいたりということで、そういった部分で、より一層、地域密着型のサービス提供というか、そういった供給が必要となつてまいろうかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ちょっと整理をしていきますと、予防面のことを今お聞きしまして、それから見守り体制、それから要介護認定を受けてみえる方々のサービス状況、こういったものをお話を伺って、これは今、認知症の方々というものを、どのように守っていくかという話が1つと、それから認知症にならない予防の部分、これは両輪でいくべきなんですよ、これはもう認知症に限らず、高齢者の介護だとかいう部分に関しても同じなんですけれども、この部分でいいますと予防対策というのがもう一輪、もう片方の輪として必要になってくると思いますが、今後の認知症の予防対策については、どのように対応をお考えでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 今後の認知症予防対策といたしましては、さきの柳沢議員への答弁でもお答えいたしました。本年度から、生涯現役のまちづくりの調査研究を始めたということがございます。生涯現役のまちづくり事業というものを実践しまして、高齢者の皆さんが生きがい失わず、毎日の生活を楽しんでいただく、そういうことが認知症予防、介護予防、健康づくりの推進につながるというふうに考えております。

また、今年度、認知症サポーターの講師役であるキャラバン・メイトの連絡会というものが発足をいたしました。地域の方々のキャラバン・メイトが、サポーター養成講座だけにとどまることなく、研修等で培った知識を生かしていただく活動の場として、生涯現役のまちづくり事業の拠点の一部を担っていただくなど、地域における認知症予防の先駆者となっていただけるようお願い申し上げますとともに、サポーター養成研修等を継続しまして、認知症の理解、認知症の人やその家族を温かく見守る土壌というものを熟成させまして、認知症となつても住みなれた地域で

生活が継続できるよう推進をしてみたいです。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今その生涯現役のまちづくり事業を上手に使うという、これは非常に、私も9月に一般質問をさせていただいて、十分にこの事業に関しては理解をしておるつもりでございますけれども、やはり大事な部分というのは何かというと、先ほど言いましたように、市民を巻き込むとか、地域を巻き込むとかということ、行政側が言ったって、押しつけにしかならないんですよ。そうじゃなくて、自分なら何ができるんだというようなアプローチを向こうからかけていただけるような、そういう仕掛けづくり、これが一番大事だと思うんですよ。

例えば、さっきのタカハマ物語なんかでもそうですけれども、ホームページで発信していますとか、ブログがどうですかということよりも、じゃ、ネット関係でいうなら、フェイスブックはどうなんですかという話ですよ。一番みんなに見られているものはフェイスブックじゃないですか。そういうような取り組みというのが次から次へ出てこなければおかしいと思うんですよ。ですから、今回の小規模特養のことにしても、生涯現役のまちづくり事業、認知症予防のことにしても、どのように皆さん方に発信をしていくかという部分が、発信をしているからということばかりなんです、今まで。広報に出ていますとか、ホームページに出ていますとか、あれやりましたこれやりましたばかりなんです。そうじゃなくて、なぜ、向こうからアプローチしてもらえるようなことがやれていないのかなということが、一番、僕は足りないところではないかなという気がいたします。

今、例えばホテルの予約でも、それから飛行機の予約でも、ネットで予約をすれば割引になるんですよ。なぜかということ、コマーシャルしていないからです。欲しい人が自分からアプローチをしてきて、それで予約をするから、それでチケットをとるから、だから値引きしてくれるんですよ。そういう向こうからアプローチをしてきてもらうような仕掛けづくりというものをしっかりつくれば、僕はもっともこの考え方は広がっていくのではないかなという気がします。広がるとともに、種をいっぱい落としてくれると思うんですよ。こういうのを見たんだけどとか、こういうことを考えているんだけどという種がまたいっぱい集まってくると思うんですよ。ですから、そうやって輪を広げていく、波紋を広げていくという動きを今からしていかないと、到底負担がかかるところにかかるだけであって、成果の出ない非常に重たい事業になってしまうという気がしてなりません。ぜひ、そのところをしっかりとお考えの上、進めていただきたいと思います。

大事なところは、今、困ってみえる方、介護が必要な方、認知症で困ってみえる方、そういう人たちを守ることと、それから今、元気な高齢者の方、そしてまた40歳から64歳までの第2号被保険者の方々、元気だからといってよしとするのではなくて、そうした人たちが元気なままずっと維持していく、高浜市民として維持されていくこと、そういう施策をしっかりと進めて

いただきたいというふうに思います。これは、こういう小さなまちだからこそできることだと思うんです。隣近所、顔見知りがないと言われますけれども、でも、高浜にはまだまだあります。ぜひ、そのところを上手に活用してやっていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、つい先日、2月27日の中日新聞の社説に、新潟県長岡の高齢者総合ケアセンターのこぶし園、ここの小山施設長のお話が掲載をされておりました。見た方も多いかと思いますけれども、この小山施設長のもとの考え方というのは、施設で暮らす人たちを地域に返すことが大切だという考え方です。これは今、高浜が進めておる生涯現役のまちづくり事業を提唱されている藤原代表、夢のみずうみ村の藤原代表も同じ考え方なんですよね。私も視察に行って、藤原先生とも話をさせていただいて、何を考えているかというところ、あの施設で楽しめばいいという話ではないんですよ。あの施設でやることによって家に帰れるということを一生涯命やってみえるんですよ。それを、あの施設がさもアミューズメントパークのように見られてしまう方が非常に多い。だから、そのところを、連れて行ってわかったでしょうという話ではなくて、やっぱりきちんと、何のためにこれをやっているんだというところをしっかりとお伝えいただきたいといます。

特にこのこぶし園は、ちょうど1982年に特別養護老人ホーム、これを新潟の山の上につくったんです。昔は大規模の特養というのは大体山の上とか海の近くとか、景色のいいところにつくって、それで、おじいちゃん、おばあちゃん、景色いいでしょうと言って入れちゃうというのが多かったですよ。そのときに、この小山施設長は、ある娘さんが、「お母さん、ごめん、こんなところに置いていっちゃって」と、家族でも泣いておる姿というのが非常に強烈な体験だったと言われております。そしてこの今から10年ぐらい前に、小さな特養を市街地にちこち数カ所つくって、山の上の大規模施設から小規模の施設にみんな移しかえたと。その分散した施設にはデイサービスを併設して、地域に住む高齢者が、その施設に通ってくる、それから地域にも開放して、子供たちも遊びに来ると。小山施設長がまち自体を介護施設にしたいんだと。道路が廊下であって、自宅は居室というふうに考えればいいんじゃないかと、こういうことをおっしゃっているそうです。こういう発想をしっかりと持つような施策、これが大事なかなというふうに思います。

生涯現役のまちづくり事業、そしてまたこのこぶし園の取り組み、これは何が同じかというところ、考え方が同じだからなんですよね。やっている手法は、僕は違うと思います。だけど考え方が同じなんです。だから、考え方が同じで、高浜で何ができるんだというところをしっかりと考えていただきたい。そのためには、それを考えるべく人材をきちんとつくること、これがまさしく市長が言っている、例えば子供たちを中心に、今やっている事業があるのであれば、それは子供たちが将来的に、そういう考えを持つ人材になるんだという、それが根っこづくりですよ。ぜひ、そのところをしっかりと結びつけていただいて、何のためにやっているかという目標意識、目

的意識もしっかりと持たせるようなスタイルでやっていただきたい。それも重くじゃなく、楽しくやっていただく、これがすごく大事なことかなという気がいたします。

たくさんの先生をつくれば、たくさんの生徒ができます。生徒が目覚めれば先生になるわけです、また。ぜひ、そういうスタイルでの施策を十分に進めていっていただきたいということを最後に言わせていただきます。

市長、大変言いたいことを言わせていただきましたけれども、何かございましたら一言、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） いろいろと御意見をいただきましてありがとうございます。私どもが進めておる生涯現役のまちづくりというもの、それから認知症への対応、これはまさに北川議員のおっしゃるとおりでございます、地域において、これは時代がどう変わろうとも、そこでずっと暮らしていきたいんだと。自分のやれることは自分でやって、少し周りから支えていただきながら、そういう生活を送りたい。それを我々が制度とか、また地域の人と一緒に支えていけることをどう考えていくかというのが、私どもがやるべき仕事ではないかなというふうに思います。

本当に、かつてそういうことができたものが、時代から地域の力を奪っていったことは間違いないですね。それを簡単に言葉で一緒にやりましょうと言っても、なかなかできないことで、議員のおっしゃるように、そういう風土づくりの中で、皆さんが協力できること、今やっている活動の延長線上として御協力をしていただけるような、そういう事業にしなければいけないというふうに思っております。

今、生涯現役のまちづくりの中で、議論をしておっていただける方々の大半の方は、そんなことやれるのというようなところから入られてしまいます。でも、かつては本当は地域にそういう力があったということと、議員のおっしゃるような、小山さんにしてもそう、藤原さんにしてもそう、家に帰ることが前提なんだから、例えばデイサービスに来て、デイでできた。でも大半は家にいるんだと。なのに、デイの中で至れり尽くせりの、もう体が洗える人の背中を流してどうするんだというふうに私も思いますし、おうちに行って、例えば料理をやるんでも、本当は男の人でも自分で料理をつくれるはずなんです。料理がつかれないから、例えば家事援助をするというようなことでもおかしい。だけど、例えば南部では今、男の料理教室のようなことをやって、自分の力で料理をつくっていこうという人たちもいますよ。そういったように、地域全体の風土づくりに努めるというのが、これは地域と一緒にやってということですが、我々の役目ではないかなというふうに思います。

介護保険が始まって12年、その中で、もともとは医療と介護を分けるというような感じがあったんですが、今はむしろ医療と介護をどうつなげるかみたい、改めてその連携が問われており

ます。同じように制度以前の問題として、そういった地域の人と一緒に何ができるんだと。そういうところに巻き込むのではなく、議員のおっしゃるように、我々が何か仕組みづくりや制度を活用して事業をやっていく場合も、その地域のやっている今の本当の皆さんの延長線上で、地域の人が高齢者の方や子供さんたちに、こうしたいんだという思いを引き出せるような、そんな取り組みに我々もしていきたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

ぜひ、本当に期待をしておりますし、これによって、はっきり申し上げて、市の職員の方々も、それから我々議員も、市民の方々、それから市民の方々というよりも、今、まちづくりにいろいろとお手伝いをいただいている市民の方々も、一皮も二皮もむけると思うんですよ。ぜひ、この事業をしっかりと進めていただきたいということを申し添えて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は14時50分。

午後2時36分休憩

午後2時50分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、浅岡保夫議員。一つ、教育行政について、以上、1問についての質問を許します。

4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 皆さん、こんにちは。

さて、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

内容は、高浜市の教育行政についてです。

私が思いますに、教育というのは、去年の東日本大震災においても、人が生きていれば必ず復興できるという力を与えてくれるものだと思います。言ってみれば、無から有を生じさせるようなものであると、将来に対する希望を見させてくれます。それゆえに非常に大切であり重要なものだと思います。我々のまち高浜市でも、市民一人一人の教育力を高めることが重要であり、とりわけ高浜市の将来を担う若者にとっても必要不可欠であります。

さて、高浜市は市民会議によって第6次総合計画に着手し、平成23年4月から実施しています、その総合計画では、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ大家族たかはま」をキャッチフレーズにして、協働自治、活力創造、福祉・健康と並んで「生涯を通じて学び合い、育み合うことによって個性や能力を伸ばし、夢と希望と感動に出会える大家族を目指します」との基本目標を掲

げています。

そこで、今後10年間を見据え、教育基本法第16条第3項「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」を受け、さらに第17条に定める教育振興基本計画策定の努力義務をも果たすために、ここに高浜市教育基本構想がまとめられております。

さきの9月での定例会にて一般質問させていただきましたが、近年、小1プロブレムと呼ばれる現象が問題となっております。

これは幼稚園や保育所などでは、子供たちの自発的活動としての「遊び」が重視されています。これに対して小学校では、教員による教科の学習、いわゆる勉強が中心となり、時間割どおりに授業が行われています。小学校の入学直後、この違いに戸惑う子供は、これまでも少なくありませんでした。しかしながら、最近では、いつまでも小学校のやり方になじめない子供がふえており、教員の話が聞かなかつたり、授業中に勝手に歩き回ったりするなどして、長期間にわたり授業が成立しないというケースが増加しております。これを小1プロブレムと呼んでいるかと思えます。

また、ここ数年、中1ギャップという言葉もあります。最近、とみに聞かれるようになっておりますが、中学校での新しい学校生活になじめず、ストレスで不登校になる子が出たり、いじめが急増したりする現象のことですが、中学校に進むと、ほかの小学校からクラスメートが入ってきたり、授業の教え方が変わり、小学校に比べて勉強が難しくなったり、あるいは進度が非常に早くなります。部活動での上下関係が厳しくなったりと、大きく生活が変わることが原因と思われています。

このように、近年、新たな教育の問題が浮上してきているかと思えます。非常にデリケートな、またナイーブな子供さんがふえているのだなと思えますが、このあたりの問題を解決、解消していくためには、幼稚園、保育園と小学校との連携が重要であると思えますし、小学校と中学校においてもしっかりと情報の供給等の連絡を密にするという連携が重要になってくると思えます。

このことを考えますと、やはり今の時代では、幼保小中の一貫教育が大切になるのではないかと私は考えます。ここで高浜市の教育基本構想について伺いたいと思えます。

さきの高浜市の教育基本構想にありましたが、幼保小中一貫教育について、高浜市の教育委員会としては、教育基本構想に掲げる幼保小中一貫教育の必要性について、どのように考えているのでしょうか。この点を伺いたいと思えます。

これ以後は、自席にて一問一答方式にてお願いしたいと思えます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、教育基本構想に掲げる幼保小中一貫教育の必要性について、

どのように考えておられるのかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

高浜市は、もう今さら申すまでもなく、5小学校と2中学校という学校数の規模の小さなまちであるということをごさいますけれども、実はこの規模の小ささというものが、教育の目標を初め、指導方法や指導内容の共有化を図りやすいといったようなメリットがあると考えております。

子どもは平成14年度から学校評価事業をスタートさせていただきまして、昨年度の夏には学校評価シンポジウムを県レベルでの規模で開催をすることができました。地域に信頼される教育風土づくりに最大限の努力を払い、学校を開くことと教師力の向上に関しては一定の成果を発表することができたものと思っております。

そして今回、今後の10年間を見据えた教育基本構想を策定をすることができ、今後の教育行政と学校運営の計画的な執行に資することができました。その中心軸が幼保小中一貫教育の創造でございます。市内の各園・小・中学校の教職員が、目指す子供の姿を共有して、協働して体系的組織的な教育を実現することが最も大切なことであると考えております。

学校評価事業における過去8年間の実績から、本市のスモールスケールメリットを生かした今後の10年間の取り組みは、子供の学びの連続性を保障するものになるものというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

そうしますと、その今後10年間の取り組みで、子供の学びの連続性ということを重要視されているかと思っておりますけれども、小中一貫教育を軸とした教育基本構想の必要性は理解できたと思います。今後この教育基本構想を着実に推進するために、教育センターグループを設置するとのことでありますけれども、現在の体制では推進できないのか、その辺のところをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 教育基本構想は、さきにお示しをしたとおりでございますけれども、この構想を10年間で確実に実現するためには、具体的な取り組みを示したアクションプラン、これが必要となってまいります。このアクションプラン、さきにお示しをしましたように、全部で50の事業を計画しています。現在、実施している事業を、さらに充実・検討する事業が、そのうちの26事業、それから見直しをする事業が11事業、新規に取り組む事業が13事業あります。これらの事業は、今後、生涯学習とか、それから福祉部の分野の部門等と密接な連携をとっていく必要があると思っております。広く連携を図りながら、確実にこの構想を実現していくためには、やはりこの専任職員の設置は必要不可欠であると考えております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 非常にたくさんの事業を計画されているかと思っております。生涯学習、福祉分野との密接な連携等必要なことが、大切であるということが十分わかりましたので、現在、お聞

きしているところによりますと、その専任職員は1人ということでありますけれども、こういった経歴の人物を配置しようとしているのか教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） この専任職員は、センターを実質的にコントロールしていく手腕が必要となってまいります。また10年後の高浜市の教育の最前線に立って活躍していただける人物というふうに考えております。教育基本構想の策定委員会、これを立ち上げる以前に、高浜市の10年後の教育を考える会という会があったんですけれども、その会のときより、この構想にかかわっている現職の教職員を、ここに副主幹職ということで配置する予定になっております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 教育基本構想策定委員会を立ち上げる以前のということで、10年後の教育を考える会ということですが、教育基本構想にかかわっている現職教員を、副主幹職で配置するということの答弁だったかと思います。副主幹職として配置するというこの答弁ですが、どのような指揮命令系統になるのか、いまいちょっと私のほう判然としておりませんので、具体的に、だれの指揮監督を受けるのかを御説明願いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） だれの指揮監督を受けるのかという御質問でございますが、副主幹の職務というのは、教育委員会の事務局組織規則におきまして、「上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指導する」というふうに規定されております。私ども学校経営グループの職員の大部分が教育センターグループへの兼務辞令を受けるということになっております。上司とは、直属の主幹、グループリーダーを指しまして、その指揮監督を受けるということになりますけれども、最終的には教育長の指揮監督を受けるものというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 最終的には教育長の指揮監督を受けるものということですね、はい、わかりました。

では次に、人件費として960万円程度ということで伺っておりますけれども、これはすべてが給料なのか、こういった内訳になっているのかをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 人件費のことですが、まず内訳といたしましては、給料が約445万円、それから期末勤勉管理職手当等の職員手当が297万円、それから共済組合でありますとか退職手当組合負担金等の共済費が218万ということで、合計で960万円程度ということになります。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 960万円の内訳というのはわかりました。ありがとうございます。

続きまして、その専任者という方は、現職の教員というようなお答えがありましたけれども、当初、何年ぐらい教育センターグループに在籍させる予定であるのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） これもさきにお示しをしましたように、アクションプランが前期2年、それから中期4年、後期4年というふうに、合計が10年間のこの構想で実現させるために具体的な取り組みを示しておるわけですがけれども、最初のこの新規に取り組む事業を中心に、前期2年と、それから中期の最初の1年目、つまり3年間で当初は専従させたいというふうな考えであります。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 前期2年と中期の1年目の3年間で当初、専従させたいということになりますけれども、そうなりますと、さきの話になりますけれども、その次の専任者はどういう人物を考えておられるのか、考えておられれば、その話もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほど構想の中期、2年目から4年目、これが次の3年間になるわけですがけれども、この間が中核の部分になってきます。この中核の部分を担当する職員ということになりますので、ここの部分では、例えば取り組みとしましては愛唱詩文集の作成だとか、それから保護者とともに学ぶ研修だとか研究の推進、それから中学校区での井戸端会議の推進とか、学習支援ボランティアや人材バンク、こういったものを軌道に乗せて、生涯学習部門と連携しながら、さらに各学校と地域を結んで、構想の軸となる幼保小中一貫教育、この基盤を確実なものにすることができる、そういった手腕のある教員を、次の専任者にしたいと、そのように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） わかりました。

それではもう一度戻りまして、最初の専任者が平成24年度に、具体的にはまずどういったことに取り組んでいくのか、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 最初に戻りますが、初年度に当たる来年度、平成24年度、ここは私も非常に重要な年度であるというふうに考えております。この24年度には、多くの事業に取り組むこととなります。順番に申し上げますと、まず1つ目として、異校種間の交流授業や、それから出前授業、これの推進、2つ目に、今現在ある教育委員会の主管する各種会議の精選、それから3つ目としまして、高浜カリキュラム策定委員会の立ち上げ、4つ目に、市内一斉授業研究会、これの実施、それから5つ目に、学校間連携のための情報交換会、これの実施、6つ目に、

子供の交流事業の計画、7つ目に、こども発達センターで健康診断とスクリーニング、これを実施する機能の検討、それから8つ目に、個別の支援計画の様式の再検討、9つ目に、各園と小学校間の授業参観と情報交換会の実施、10個目に、地域の方とともに活動する授業、これの組み立て、11個目に、教育委員会の現在ある所掌事務、これの見直しに着手、12番として学校づくり評価活動の見直し、最後に13番目として学校施設整備検討委員会、この立ち上げなどを予定しております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ただいまの答弁を伺っていますと、構想を実現していく上には、地域との連携が非常に重要になるかと思えます。今後、教育基本構想と生涯学習基本構想は、こういった連携をされていくのかを考えを持っていたら教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 教育基本構想の第2章は、学校と地域が協働して学びや育ちをつなぐ仕組みを開発するというところに重点を置いています。特に第2章の下位目標3で掲げている安らぎと魅力のある地域の学習拠点を確立するために、地域の人材等の社会資源を学校に結びつけたり調整したりする地域コーディネーター、これの役割が大きいかかわってくると思えます。まさに地域コーディネーターというのが、今後この生涯学習基本構想と連携していくことが非常に重要であるというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ただいま生涯学習基本構想と連携していくということで、先ほど北川先生あたりも非常に高浜市の全体として新しい人づくりのために、そういうところが大切ではないかという御意見があったかと思えます。そのためにも高浜市の教育基本構想と、この生涯学習基本構想をしっかりと連携して行って、よりよいまちを目指していただきたいと思えますし、そのために議員としても尽力したいと思えます。

続きましては、今回平成24年度から完全実施されます中学校新学習指導要領についてお尋ねしたいと思えます。

これは平成20年3月改定の中学校学習指導要領に第1、第2学年の保健体育で武道が必修になることが明記され、来年度といたしますか、平成24年度から完全実施されることになりました。現行、中学校の保健体育で武道の領域は学年ごとに選択となっておりましたが、この改定により、男女ともにすべての中学生が第1、第2学年において武道を学ぶこととなります。第3学年は、引き続き選択ということになっておりますけれども、武道については、その学習を通じて、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるような指導のあり方をすることであり、また、受け身等を鍛えておりますと、体を守るという面で非常によいこと

だと思います。近ごろでは、転びそうになったときに、幼児の方で手が出ない子がふえているそうですので、そういった意味でも、中学校でのそういった武道を習得するというのは非常によいのではないかと思いますし、今の日本の教育には欠けているのではないかと思います。

そこで、平成24年度から完全実施されます中学校学習指導要領で武道の必修化が決定していますが、この武道については、高浜市は両中学校とも剣道ではなく柔道を選択すると聞いております。なぜ柔道を選択したのか、その経緯をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） なぜ柔道を選択したかということでありますけれども、本市は御承知のように、両中学校とも学習指導要領が変わる以前から、大変長い間、体育の授業に柔道を取り入れてまいりました。南中が創立した当時、そのころは北館のほうに普通教室があったんですけれども、そこに畳を全面敷いて、2クラスの男子を対象にこの授業を展開してまいりました。既にその年数としては30年以上経過をしておるわけですがけれども、その間に大きなけがは発生はしていません。指導者の問題も、愛知県が主催します武道指導者講習会、こういった講習会等に参加をしまして、指導法の研修を積んでまいりました。また、高浜市の教育研究会保健体育部会という部会があるんですけれども、この部会を中心に、指導の伝達講習、こういったものを実施しまして、指導レベルを確保してまいりました。

また、学習に使う柔道着もそろってまして、体型に合わせて大体40人レベルで常に学習ができるようになっていきます。

本市は、こういった過去の実績から、今までと同じように柔道を選択したいという経過でございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 過去の実績からということのお答えだったかと思えます。

では、確認になりますけれども、その最終的な選択の決定の権限はだれにあるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 権限でありますけれども、各学校で作成する指導計画ですけれども、これは教育課程というふうに言われております。この教育課程の編成につきましては、学校教育法の第28条第3項、ここに示されておりますように、校長の校務掌理権、これに属するわけで、学校管理規則には、この教育課程の編成の主体を校長としています。

この教育課程は学校において編成しますが、その基準となるものは、教育基本法、それから2つ目に学校教育法、同法施行規則、それから先ほど来出ています学習指導要領、それから地方教育行政法、こういったような法律、法令を基準としています。

なお、この校長は、その編成した教育課程を、学年初めに教育委員会に届け出、承認を受ける

と、そういう形になっております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） そうなりますと、教育委員会に届け出て承認を受けるということですね。校長が決定するということになりますけれども、では、教育委員会の立場というのは、どういう立場になるのか、どのように理解すべきか、ちょっとお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 教育委員会の立場ということでございますけれども、これも地方教育行政法第23条の1と5と、それから第32条に示されておりますように、教育委員会は教育課程の編成について基準を設定し、一般的な指示を与え、指導助言を行い、特に必要な場合に、具体的命令を発することができます。したがって、市町の教育委員会は、管下の学校の校長に対して、もし必要が生ずれば、その教育課程の変更、これを命ずることができる、そういうものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 必要が生ずれば教育課程の変更を命ずることが、教育委員会はできるということですね。

それでは、具体的に柔道の授業が年間大体何時間ぐらいを予定されていますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） この保健体育の授業時間というのが、合計で年間105時間というふうに設定をされております。新学習指導要領では、陸上競技とか水泳など、全部で保健体育の領域が8領域あります。したがって、この8領域の学習を105時間で年間履修するという事になっております。したがって、今回、必修化される武道につきましても、各学年とも大体年間13時間程度、これぐらいの時間を予定をしております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 年間13時間ということですね。そうしますと、今度は授業の中の内容について、その授業の内容のカリキュラムについて、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） まず指導計画ということでありますけれども、この必修化される1年生では、道着の着方、それから礼儀作法、基本動作、受け身、つまり柔道を学習するに当たって、最低限必要な事柄を中心に指導計画を作成しています。また、固めわざ等、相手と勝負する楽しさを味わうと、そういう部分も柔道の魅力の重要なところでもありますので、1年生の段階でこの部分を段階的に組み込んでいきます。

さらに、2年生になりましたら受け身のほうをしっかりと身につけさせて、立ちわざも組み込んでいきます。投げられたときに大きな衝撃を伴う、新聞等で問題になっている大外刈り等の危

険を伴うようなわざは、指導計画の中には組み込まないというような計画であります。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） わかりました。

新学習指導要領が4月から実施されるということになりまして、新聞、テレビにて、いろいろと報道されております。その主なものが柔道は事故が多発しており危険であるという声が多く、安全管理が一番の問題であると思えますけれども、保護者が一番心配しているのが、授業できちんと指導できる体制になっているのか、また、教育委員会としては、今後の指導者の養成をどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今の御心配でありますけれども、1982年、約30年ぐらい前になるわけですけれども、これ以降の柔道の死亡事故、これは全国で全部で114件という件数が発生しております。年に換算すると平均4件という形になると思えますけれども、男女比につきましては、そのうち男子が95.4%、女子が4.6%、当時、ほとんど女子は柔道をやっていなかったもので、これは当然の数字なんですけれども、学年別に見ますと、中学1年生が17.6%で19人、中学2年生が13.0%で14人、中学3年生が2.8%、3人、高校1年生が42.6%で46人、高校2年生が18.5%で20人、高校3年生が5.6%で6人というような学年別の数字になっております。

これらの死亡原因は、柔道固有の動作が死に直結をしているということが問題視されています。多くは投げわざの衝撃による死亡事故例、これが目立つという、そういうことです。

こういった事故を防ぐために、指導者の質の向上とか、衝撃を和らげる受け身の習得だとか、危険を伴う投げわざの禁止だとか、柔道実施に伴い、こういった体制の整備が必要になってまいります。現在、高浜市でいいますと、両中学校で8名の指導者がいます。そのうち有段者が3名、この3名は初段が1名、2段が2名です。それから8名のうち柔道の指導をした経験のある教員というのは全員の8名であります。

この学校の対応としては、この指導するわざの精選ですね、先ほども指導計画で言いましたけれども、ともに両校2校しかないので、合同実技研修会を実施したりとか、それから地域の方の有段者を部活動の指導等に迎えるなど、こういったような方策をとりながら、けがの防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） わかりました。けがの防止に努めるということですね。

では、今までにあった事故の事例を1つお示しいただけますでしょうか、あるいは他県のケースでも結構ですのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） これはちょっと他県のケースでありますけれども、部活動中のケー

スで、中学校1年生の男子の例であります。乱取りの練習中に、生徒が大外刈りをかけ、その顧問に大外返しというんですか、返しわざをかけられた後に意識不明となって容態が急変したと、そういう例があります。病院に運ばれて手術を受けましたけれども、後日、死亡したと。これは大外返しを受けたときに後頭部を打って、急性硬膜下血腫、これを起こして死亡した例であります。

高浜市では、こんな大きな事故は今まで発生はしていませんが、平成22年から本年度までの2年間で、柔道の授業においてのけがが8件の報告を受けています。内容としましては、擦過傷、すり傷ですね、それから打撲傷、突き指、こういった軽いけがということであります。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 他県の例でありましたけれども、今の報告ですと、市内ではいわゆる重大な事故は起こっていなかったということですので、これは先生の指導がしっかりしているかと思えます。しかしながら、あつてはいけないことですが、事故が起こった場合の対処方法をどのように考えておられるかをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 柔道で一番気をつけなければいけないことは、言うまでもなく頭を打つたと、このときの対処になると思います。また、頭を打たなくても、加速損傷、これによって障がいを起こす場合もあります。この加速損傷というのは、脳に外力が加わったときに、回転の加速力が加わって、頭蓋骨内で脳が回転し、その回転することで硬膜と脳をつないでいる橋静脈というのがあるんですけれども、それが伸びて破断する。この破断によって起こる脳損傷の形態です。もし、こういったような大きな事故が起こってしまったような緊急の場合は、学校におきましては柔剣道場と、それから保健室、それから職員室、この連絡体制を確保して、すぐに専門機関にかかる体制を確保していきます。さらに、保護者への連絡等、緊急事態が発生したときのマニュアルを作成し、全職員の共通認識を高めると、そういった方策をとっております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） マニュアル等を作成し、教職員の共通意識を高めるということで、とにかく事故がまずは第一に起こらないということが第一ですけれども、万が一ということもありますので、この辺は原発のように想定外ということがないように、しっかりとマニュアルとか共通認識のほどを、またきつとしっかりとやっていただけるものと思っております。

続きまして、新聞等、あるいは報道等でいろいろありますけれども、全国及び愛知県内の選択状況を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） これも最近、毎日、新聞等で報道されておりますので、以前の2月20日の読売新聞の記事によりますと、全国の場合でいいますと、公立中学校の66%、これが柔道

を選択する見込みであるということが全国調査でわかったと記されていました。また、ちょうど愛知県の場合は、昨日の中日新聞に記載されておりましたけれども、42%が柔道を選択する予定であると、そんなふうであります。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 全国は66%で、愛知県が42%ということですが、では、そのような状況に対して、教育委員会はどのように分析されているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） さらに都道府県別に見ますと、柔道を選択する学校が、全体の8割以上になるという、そういった県とか府が全部で12あります。特に山形県、秋田県とか千葉県、この3県につきましては柔道選択が9割を超えています。逆に3割未満という県が沖縄、岐阜、高知、徳島、佐賀、この5県が3割未満ということになっていまして、その平均が先ほど申し上げました全国で66%という形になっております。

先ほども申し上げましたように、過去にもこういった高浜市のように、柔道を教育課程に組み入れていたケースが、この数字にあらわれておるのかなというふうに分析をしております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） どうもありがとうございました。

過去の実績から柔道を選択されたということでもありますけれども、危機管理において、いわゆるハインリッヒの法則というのがあるかと思えます。1対29対300ということで、小さな事柄が300集まると、不幸にして大きな事故が1つ起こるということでもあります。高浜市の場合も、全く小さな事故が、事故というよりは小さなけが、そういったことが起きておりますので、ぜひともその小さなけがのところをしっかりと管理していただいて、柔道がより、フランスのほうが柔道人口が多いそうですので、日本の古来からの武道といたしましては頑張ってもらいたいという個人的な意見もあります。武道においては礼節をわきまえるということにおいては、非常に日本人にとっては大切なものであると私自身は思っておりますので、とにかく事故がないことを願って、先生の皆さん方のしっかりとのご活躍をお願いしたいと思います。

高浜市の教育が、教育基本構想によって、もっとよくなっていくと思えますし、期待しまして、これにて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時45分。

午後3時35分休憩

午後3時45分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、幸前信雄議員。一つ、「公共施設のあり方検討」について、一つ、財政指標につ

いて、以上、2問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました、公共施設のあり方検討、財政指標について、以上2問についての質問をさせていただきます。

それでは、「公共施設のあり方検討」について、まず質問させていただきます。

この件につきましては、昨年の9月定例議会で1番議員が質問されており、また、平成23年度高浜市行政評価委員会が、平成23年11月28日に実施され、当日、傍聴させていただきましたので、そのときの質問内容、答弁を参考にさせていただきながら、今回、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問の前に、今年度、初めてアクションプランをつくって、活動をPDCAサイクルを回しながら活動されているということで、計画の進捗状況、活動されている内容が見える化していただいていることに関しましては、冒頭ではございますが感謝しますと同時に継続していただくことをお願いいたします。

公共施設のあり方検討につきましては、老朽化した施設の建てかえ時期を近い将来迎えるに当たり、現在ある公共施設の利用状況や建てかえに必要な費用、施設の維持管理費用、これは修繕費や施設の管理に必要な人件費、光熱費など、施設単位に調査し、具体的に数値化して議論するための現状調査に当たるものと理解させていただいております。

施設については、一度建設されてしまうと、その施設の寿命が来るまで廃止することが困難であり、数十年にわたり施設を維持管理していく必要があることは改めて説明する必要がないことと思います。

また、施設を改めて新設するに当たり、当然、避けて通れないことに歳入の問題があるということはあるまでもありません。

「入るを量りて出ざるを制す」ということわざがあります。このことわざは、収入を計算して、それに見合った支出を心がける。財政の心構えの言葉として知られており、もともとは国家財政を運営するに当たり、税の徴収額の30年程度の見込み額をもとにして、それに見合った歳出にとどめるという手法であると物の本（礼記）には記載され、現在においてもお金の使い方の基本とされているところであり、家計においても同じことが言えると感じております。

昨年実施されました行政評価委員会の席でも、今回の公共施設のあり方検討について、施設への投資額の削減額の目標値を質問されている行政委員の方がお見えになりましたが、考えていることは同じかなというふうに感じております。

そこで、まず1点目の質問をさせていただきます。

今回、実施している公共施設のあり方検討としての活動は、目標としてどのようなアウトプツ

トを出してくる活動なのかをまず質問させていただきます。

2点目に、1点目の質問の目標は別にして、公共施設個々の今後について、いつごろ方向性が出され、具体的に形が見えるようになってくる時期がいつごろとお考えですか。

3点目に、第6次高浜市総合計画を実現するための具体的な行動計画として、アクションプランを策定し活動されており、ほぼ同時並行で作業が進行されているような計画になっているものと考えています。そこで、疑問に感じている点を質問させていただきます。

アクションプランのうち、公共施設を前提条件として活動せざるを得ないものがあるかと考えていますが、今回の公共施設のあり方検討との整合性については、どのように進められているのかを質問させていただきます。

4点目に、9月定例会で1番議員の質問に対して、高浜市役所についても、公共施設のあり方検討の対象になっているとの答弁でしたが、どのような位置づけでの検討になるのかを説明いただくようお願いします。

5点目に、冒頭でも申しましたが、公共施設の扱いについては、結果として予算措置が伴ってくるものであると考えていますが、議会に対してはどのタイミングで説明し、理解を求められるのかについて、お考えを質問させていただきます。

6点目に、公共施設については、定住自立圏構想の中で、広域で利用していける施設については検討される予定があるのかを質問させていただきます。

次に、2点目の財政指標について質問させていただきます。

毎年9月の定例会の決算の時期に、財政指標が公開され説明されています。その主なものに財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率等があり、地方自治体の財政状況をあらわす指標として活用されています。

また、具体的な値として、指標以外に、市の債務（借金）と、市の貯金（財政調整基金を含む基金の残高）により、この高浜市においても懐の状態がどのようになっているかが、ある程度理解できるものになっていると理解させていただいています。

リーマンショック以降、財政状況が厳しいとの説明がなされ、無駄をなくした予算編成を行っているとの説明を何度か伺っていますが、予算案が作成された段階で、その予算がすべて執行されたと仮定すると、決算期に計算されている財政指標（地方債務残高及び基金残高）がどのようになるのかを、まず質問させていただきます。

単年度の指標だけ説明いただいても、その財政状況が理解しにくいので、過去5年間、リーマンショック前とその後の状況もあわせて説明いただくよう、よろしく願いいたします。

平成23年度につきましては、今回、決算前ということで省略いただいても構いませんので、よろしく願いします。

次に、高浜市中期財政計画と予算との関連について質問させていただきます。

平成22年に中期財政計画を策定し、中期の財政見通しを財政運営に充てられていると思いますが、翌年度の予算との関連はどのように行っているのかを質問させていただきます。

簡単ではございますが、これで壇上からの質問を終わらせていただきますので、答弁をよろしくお願いいたします。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

〔副市長 杉浦幸七 登壇〕

○副市長（杉浦幸七） それでは、幸前信雄議員の1問目、公共施設のあり方検討についてお答えいたします。

初めに、公共施設のあり方検討事業の現在の進捗状況について述べさせていただきます。

本市の公共施設は、昭和30年代の高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化にこたえる形で、教育文化施設やコミュニティー施設を初め、多くの公共施設の整備を進めてまいりました。こうした公共施設は、各種施策を展開する上で重要な役割を担い、市民の皆さんが日常生活で繰り広げられるさまざまな活動を支えるとともに、市民活動の拠点として機能いたしております。

こうした施設の管理・運営につきましても、NPO、市民団体や民間事業者への業務委託、指定管理者制度など多様な活用を図り、サービスの向上を目指すとともに利便性を確保しながら、適切な施設サービスを提供するために取り組んできております。

なお、公共施設の建築に要する費用と、その管理と運営に要する費用は、市民の皆さんの税、施設使用料の負担、またその施設の管理と運営への協力並びに参画などを通して、市民の皆さんに支えられている財産であります。この施設を適正に管理、保全し、必要な量（ストック）と質（サービス）を選択し、将来の市民に健全な状態で継承をしていくことが重要であると認識いたしており、これを言いかえれば、将来予測されている少子・高齢化社会、人口減少社会を迎える中で、生産年齢人口が減少し、かつて経験したことのない極めて厳しい財政運営の中で、施設の大規模改修や建てかえに対して、しっかりとした予見を持って取り組んでいかななくてはならないということでもあります。

こうしたことから、将来にわたり、必要な施設サービスを持続可能なものとしていくためには、公共施設を利用し、また支えている多くの市民の皆様とともに、公共施設の将来のあるべき姿を考えていく必要があります。

その取り組みの第一歩といたしまして、現在、公共施設の実態を把握するために、公共施設白書の作成を進めております。この白書は、公共施設の現状を、施設の全体量（ストック）、施設の管理並びに運営に要する経費（コスト）、施設の利用状況（サービス）の3つの視点からとらえ、その実績の調査・分析、結果や評価に加え、管理・運営面などにおける公共施設のコスト情

報等も積極的に公開することとしております。

この公共施設白書は、公共施設の再編と有効活用を図るための基礎的な資料として活用し、市民の皆さんに御理解と協力をいただくためのメッセージとなり、幅広い議論を巻き起こしていく足がかりとなることを期待いたしております。

次に、公共施設のあり方検討委員会の進め方について述べさせていただきます。

公共施設のあり方検討委員会の発足につきましては、本年度のアクションプランに記載させていただいたとおり、年度当初のスケジュールでは、施設白書の作成作業の進捗に合わせ、年度の途中で検討委員会の発足を予定いたしておりました。

しかしながら、施設白書作成の基礎データとなります各施設の利用運営に対する貸し部屋の利用こまの使用目的別データの整理や各施設の部屋並びに供用スペース部分の面積等々の収集と、その整合に予定以上の時間を要する結果となり、施設白書の作成におくれを生じる結果となりましたことから、検討委員会は来年度早々立ち上げ、早々、検討に入ってまいりたいと考えておりますので、御理解をたまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、検討委員会では、個別の施設利用者や受益者の立場ではなく、施設の必要度や貢献度などを客観的にとらえていただき、高浜市全体の公共施設や財政状況を考慮し、本市の将来を見据えつつ、広い視野を持って、公共施設の将来のあり方について検討を進めていただくこととなります。したがって、検討委員会のメンバーの構成は、市民の委員のほかに、幅広い見識、経験、他市の事例などを御教示いただくための学識経験者や有識者の方を加えた組織といたします。また、職員のプロジェクトチームは、あり方検討委員会の下部組織的な位置づけといたし、追加資料の提供、チームとしての意見の具申等、必要な連携を図ってまいります。

また、先ほど施設白書の必要性について申し上げましたが、平成24年度では、公共施設の現状の情報を市民の皆様と共有することで、施設の利用実態、施設業務の検証や費用対効果等を踏まえた市民目線で施設の検証を図ってまいりたいと考えております。

まず、公共施設白書に対するパブリックコメントをいただき、その後、市民向けの勉強会と申しますか、意見交換会を数回程度開催し、御意見や御感想を伺ってまいります。

公共施設のあり方検討委員会では、提案された市民の皆さんの御意見や、今後の施設の更新費用と財源の課題を踏まえて、公共施設全体に関する基本的な方針の策定をいただき、来年度末をめどに御提言をいただきたいと考えております。この提言されました内容を行政内部で再検討し、公共施設のあり方計画として位置づけてまいりたいと考えております。

それでは次に、個別の質問についてお答えいたします。

1点目にお尋ねのありました目標としてどのようなアウトプットを出してくる活動なのかについてであります。

先ほども申し上げましたとおり、来年度は課題の明確化、改善の方向性と改善案の検討を行っ

てまいります。具体的に申し上げますと、個々の施設を評価・分析し、方向性を定めるとともに、今後の施設の更新に係る費用を一定の条件に基づき試算し、そのために必要となる財源の見通しについて、将来推計をもとに、施設の建てかえ、機能の統合や廃止等の基本的な方針である公共施設のあり方計画を策定いたしてまいります。

なお、この方針の策定に当たりましては、本市の抱える課題によって、目的や目標の明確化を図ること、すなわち課題が何であるのかを的確にとらえていくことが重要であると考えており、現在、公共施設あり方検討方針作成支援業務の中で課題の抽出を進めており、今後、公共施設のあり方検討委員会と職員プロジェクトにおいて、さらに検討を深めていくこととしております。

次に、2点目の御質問であります方向性が具体的に形が見えるようになってくる時期についてであります。

個別の施設をどのようにするのかを踏まえた公共施設のあり方計画の策定につきましては、平成24年度末をめどに公共施設あり方検討委員会から御提言をいただきたいと考えております。したがって、その方針の決定は、恐らく平成25年度になると思われまます。

次に、3点目の御質問にありました公共施設のあり方検討とアクションプランとの整合はについてであります。

御案内のとおり、現在のアクションプランは、第6次高浜市総合計画の基本構想に掲げる、市が目指すべき将来都市像を実現するために、それぞれの基本計画の目標値の達成に向けて、それをより具体化した個別の事業内容を示すための行動計画であります。

現在、公共施設のあり方検討につきましては、基本目標（2）の「次世代のために、健全な財政運営を行います」に対して、こんなことに取り組みますとして「公共施設の今後のあり方を市民とともに考えます」と掲げて、アクションプランに基づき事業を進めているところでございます。

お尋ねの他のアクションプランとの整合は、今後の公共施設のあり方計画が策定された後は、中期の基本計画（平成26年度から29年度）の中で策定することとなりますことから、各施設を所管する部局では、策定された基本計画に基づき、その趣旨を踏まえ、必要に応じたアクションプランを策定していくことになると考えております。

なお、平成24年度に行う公共施設のあり方を進める中で、各分野における事業の基本構想や施設の整備計画等々の整合につきましても、必要な条件としてとらえ、加味していくべきであると認識をいたしてまいります。

次に、4点目にお尋ねのありました市役所庁舎のあり方に対する検討についてであります。

御質問にありましたように、市役所庁舎は、公共施設のあり方検討の対象施設といたしてあります。議員も御承知のとおり、本庁舎につきましては、既に施設の重要度から個別施設として検討がなされ、耐震診断に基づき、基本設計を行った結果、膨大な費用の問題、工事期間の長期間

化に伴う市民サービスへの影響などの課題が明らかにされております。

昨年の3月に発生しました東日本大震災では、地震の震度が6以下であり、津波の被害と無関係な地域でも、20カ所以上の自治体の庁舎が全壊もしくは使用停止に追い込まれるなどの大きな被害を受け、状況に応じた対策が進められております。

本市では、こうした状況をかんがみまして、昨年6月議会において補正予算の御可決を賜り、現在、総合住民情報管理事業、電算システムの移設業務を進めております。ただし、この市庁舎の問題につきましては、必要な対策について個別の判断をするというよりも、今後の公共施設の全体のあり方を検討していく中で、他の施設との統合化、機能の部分移転なども含めた多様な手法により検討を行っていくべきであると考えております。

次に、5点目にお尋ねのありました議会に対する説明のタイミングについてであります。

公共施設白書並びに公共施設のあり方計画につきましては、市民の皆様への周知に先立って、議会への説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、6点目の御質問の定住自立圏の中で、広域で利用していただける施設についての検討予定であります。

お尋ねの公共施設の相互利用につきましては、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、本市で構成します衣浦東部広域行政圏協議会事業として、平成7年4月より、図書館の相互利用を初め、教育文化施設、スポーツ施設、公園などのレクリエーション施設などの使用料について、市内、市外の格差をなくし、相互利用が可能となっている状況でございます。

なお、定住自立圏での取り組みといたしましては、平成24年4月より刈谷市総合文化センターで開催される市民講座の一部において受講が可能になるほか、刈谷市美術館、本市のやきものの里かわら美術館の相互利用の促進を図ってまいります。

また、今後の公共施設のあり方の検討を進める上で、一つの考え方といたしまして、議員が御質問でおっしゃられた「広域」というキーワードについて申し上げるのであれば、この分野で第一人者であられる東洋大学の根本祐二教授は、三階層マネジメントというものを提唱されております。つまり公共施設を自治体全域をサービスの対象とする「全域」、小・中学校単位を対象とする「地域」、町内会、個人を対象とする「地区」の3つの階層に分けて、それぞれにマネジメントのやり方を変えていこうという考え方で、このキーワードが「広域化」だと述べておられます。

また、幸前議員の御質問の広域利用の考え方には、各自治体の環境要件、公共施設整備に対する考え方、広域行政の必要性（メリット、デメリット）等についてなど課題も考えられますが、公共施設の課題を整理する上で検討すべき視点として、今後、取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、公共施設のあり方について、利用者である市民の立場で考えますと、設置された施設の目的別にフラッグを立て、施設の機能のみを重視するのではなく、なるべく施設の垣根をなく

し、だれもが、いつでも気軽に利用できる公共施設のあり方を目指していかなければなりません。限られた財源の中でなし遂げていくためにも、市民の皆様の御理解と御協力が必要であることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔副市長 杉浦幸七 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、幸前信雄議員の2問目、財政指標についてお答えさせていただきます。

具体的には、2点の御質問をいただきましたので、それぞれお答えさせていただきます。

まず1点目の予算案が作成された段階で、その予算がすべて執行されたと仮定すると、決算期に計算される財政指標、地方債残高及び基金残高がどのようになるのかについてお答えをさせていただきます。

なお、過去5年間の推移につきましては、平成18年度から平成22年度までの決算数値とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、標準的な水準の行政を自前で行うことができる団体であるかどうかという、地方公共団体の財政力を示す指標であります財政力指数でございますが、平成24年度は3カ年平均及び単年度ともに0.96と、昨年度に引き続き普通交付税の交付団体と推計いたしております。

平成22年度の決算と比較して、3カ年平均では0.13のマイナス、単年度では0.01のマイナスとなる見込みで、リーマンショック後の税収の落ち込みを受けて、やや財政力が低下しているといえます。

なお、過去5年間の状況につきましては、3カ年平均で申し上げますと、平成18年度が1.07で以後1.10、1.12、1.15、1.09と推移をいたしており、単年度では平成22年度から1を下回る状況が続いており、普通交付税の交付団体に転じております。

次に、財政構造の弾力性を示す指標であります経常収支比率でございますが、平成24年度は、平成22年度の決算と比較して2ポイント増の89.8%と、過去最も高い数値になると推計いたしております。

その主な要因といたしましては、経常収支比率を算定する上で、分母となります、毎年度継続して経常的に収入され、その用途が特定されていない収入であります経常一般財源のうち、その根幹をなす市税収入について、リーマンショック以後、大幅に減収になるとともに、分子となります毎年度継続して固定的に支出される経費であります経常経費に充当する一般財源の総額は年々増加する傾向にあり、結果として経常収支比率が悪化しているものと考えております。

なお、過去5年間の推移につきましては、平成18年度が83.5%で、以後81.7%、81.1%、83.4%、87.8%と、特にここ数年、急激に上昇してきております。

経常収支比率は、市では一般的におおむね70%から80%の範囲内に分布するのが望ましいとき

れていることから、本市の財政状況は、財政構造の弾力性が失われつつあり、家計にゆとりがなくなることで、今後は新たな財政需要が生じた場合であっても、対応することが困難な状況になっていくものと言えます。

次に、特別会計などを含めた実質的な公債費による財政負担の程度を示す指標であります実質公債費比率でございますが、平成24年度は、平成22年度の決算と比較いたしまして1.9ポイント減、4.6%と推計いたしております。

その主な要因といたしましては、過去の大規模事業に係る市債の償還が順次完了してきたことなどによりまして、元利償還金の額が年々減少してきていることが挙げられます。

なお、過去5年間の推移につきましては、平成18年度が17.9%で、以後9.1%、7.9%、7.0%、6.5%と年々減少してきております。

実質公債費比率につきましては、18%を超えると起債が許可制となり、25%を超えると起債が制限され、財政健全化法による早期健全化段階となるとされております。本市は、現在のところ大きく下回っており、健全な状況にあると言えます。

次に、地方債残高でございますが、平成24年度末におきましては、一般会計では約104億1,303万8,000円、公共下水道事業特別会計では約80億5,097万8,000円、水道事業会計では約8億3,912万6,000円、合計で約193億314万2,000円となる見込みで、平成22年度末の残高と比較いたしまして約9億7,695万8,000円の減となる見込みであります。

なお、過去5年間の推移でございますが、合計で申し上げますと、平成18年度が約231億4,739万6,000円、以後約222億5,737万2,000円、約210億365万6,000円、約208億9,364万8,000円、約202億8,010万円と年々減少してきており、この4年間で約28億6,729万6,000円の圧縮を図ってまいりました。

最後に、基金残高でございますが、平成24年度末におきましては、財政調整基金が約5億5,255万9,000円、減債基金が約312万2,000円、特定目的基金の合計が約7億2,235万2,000円、また、定額運用基金の合計が約2,195万1,000円で、全体として約12億9,998万5,000円となる見込みであります。

平成22年度末の残高と比較して、約5億6,242万円の減少となる見込みではありますが、これは財政調整基金の取り崩しとその主たる要因で、財政調整基金だけを見ますと、約8億1,826万9,000円が減少する見込みであります。

なお、過去5年間の年度末の残高につきましては、合計で申し上げますと平成18年度末が約15億4,421万6,000円、以後約21億2,652万3,000円、約21億6,570万円、約22億9,329万6,000円、約18億6,240万6,000円と推移をいたしております。

次に、2点目の御質問であります中期財政計画と平成24年度当初予算との関連についてお答えをさせていただきます。

中期財政計画における財政見通しにつきましては、歳入歳出それぞれ、作成時における最新の状況及び予定を踏まえ算出したしているところであります。

したがまして、予算編成に当たっては、この金額が一定の目安、基準となり、この金額をベースに、歳入についてはさらなる財源の確保を、また歳出についてはさらなる事業費の削減、圧縮などに努め、歳入と歳出の乖離幅をどれだけ縮小できるかを見きわめていくこととなります。

中期財政計画における平成24年度の計画額につきましては、歳入が127億4,300万円で、歳出が135億4,500万円であったのに対しまして、当初予算では、歳入が127億2,100万円、歳出が133億700万円となっており、歳入歳出それぞれ2,200万円、2億3,800万円の減となっております。

その結果、歳入と歳出の乖離額は、中期財政計画の段階では、約8億200万円であったのに対し、当初予算では約5億8,600万円と約2億1,600万円の圧縮が図られております。

この乖離額につきましては、財政調整基金の取り崩しにより対応することとなりますが、繰入額を中期財政計画の数字よりも減額する中で予算編成ができたということになります。

なお、中期財政計画で掲げております具体的な目標値に対する状況でございますが、事業費の抑制における選択と集中では、2億円の削減目標に対し、約1億5,645万6,000円、約4,400万円の達成ができていないという結果となっております。

また、事務事業の見直しでは、1億円の削減目標に対し、約1億1,037万6,000円と、目標額を約1,000万円超えており、無駄の一扫では1,000万円の削減目標に対し、約1,829万6,000円と、目標額を約800万円上回る結果となっており、トータルといたしましては3億1,000万円の削減目標に対し、約2億8,512万8,000円の削減ということで2,500万円ほど目標額を下回る結果となりました。先ほど申し上げましたとおり、歳出といたしましては大幅に圧縮することができたものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

公共施設のあり方のほうから、まず再質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、公共施設のあり方検討というのは、これは先ほど当局側の方もおっしゃって見えましたが、将来の負担に関係する問題でもありますし、高浜市にとっては非常に大きな課題だというふうに考えております。

その中で、アクションプランとの連携なんかも伺わせていただいたんですけれども、この大きなプロジェクトに対して作業が大変なのはよくわかるんですけれども、ほかへの影響、9月の定例会のときにも総額で490億という金額をおっしゃって見えましたが、高浜市の財政から言うと非常に大きな負担になってくるということは十分考えられると思います。そういうことを考えた場合に、これをもっと早く、どういうふうにさばいていくかということを決めいただくことが、その後の活動にも影響を与えたいと思いますので、その辺、3年間という期間でアクション

プラン、つくられていますけれども、期間短縮に対するような考え方はおありでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（深谷直弘） ただいまの御質問、期間の短縮という御質問でございますが、確かに議員さん、おっしゃられましたように、基本的な考え方を申しますと、当然ながら、早く短期間でそういったものを仕上げることによって発生するメリットというのはあるというふうと考えております。現在、先ほどの答弁の中で申し上げましたように、第6次の総合計画というのが動き出してございまして、当然ながら各分野におけます基本構想でありますとか基本計画というのは動いているわけでございます。そういったものを考えますと、当然ながら、そこに影響してくる公共施設の使い方という計画でございますので、その部分に対しては、早くやったほうがメリットがあると、そういうふうには思います。

しかしながら、この計画というのは、先ほども申し上げましたが、いわゆる中長期な視点で物事を考えると。いわゆる息の長い戦略というふうでございまして、その中で施設のいわゆる適切な管理、保全、まさに効率的な管理運営をしていくということで、その中にまた市民ニーズを含めて、社会環境の変化に応じた公共施設をどうしてサービスをしていかなければいけないという中で取り組んでまいりたいと考えておりますので、施設の利用者である市民、特に利用者の方、もしくはそれから施設の受益者である、サービスを受けておるのは市民の方ですので、そういった方が一番の理解をしていただくことが重要であると考えております。

そこで、1点目でお話をしましたように、まずそういった方に理解をしていただくということで、少し時間をかけまして、市民勉強会だとか、それから意見を聞くための意見交換会、そういったものを来年度やりながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

これは、なぜそんなふうにするかということでございますが、基本的にはやはりお金がない、施設は大変だということは御理解いただけると思うんですが、とりもなおさず総論は賛成だと。しかし、利用者の立場に立って各論になると、それは納得がいかないなど、そういうふうになっては困るということで、そういった形をもって決定をしていきたい、検討していきたい、そのように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

続きまして、2問目、質問させていただきます。

この公共施設のあり方につきましては、特に関東地方を中心、藤沢市ですとか習志野市、そういうところが当市と同じような老朽化した公共施設の建てかえについて、お金がない中でどう進めていくんだということで検討されているということを伺っているんですけれども、その公共施設のあり方について、関東地方で先行されてやられているわけですから、その取り組み状況ですとか、同じような形なのかどうか分からないですけれども、何かその辺について情報があれば、

うちとの進め方と関連して御説明いただけますか。

○議長（鈴木勝彦） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（深谷直弘） ただいま議員が申されましたように、関東地方では、比較的多くの自治体というのが、こうした取り組みをされております。まず、私どものように、こういった公共施設の現状を明らかにするという公共施設白書、そういったものを作成をして実施をされておる自治体というのは、平成23年10月の時点の数字でございますが、既にそういった白書を作成しているよという自治体が27自治体、その当時、作成を進めておるとというのが9自治体だというふうに伺っております。その中でも、今、議員のお話にも出ましたように、神奈川県のア野市さんとか、それから千葉県の習志野市、そういったところは、全国に先駆けて先進的な取り組みをされております。その状況を御質問の中でありましたように、把握をしております範囲の中でお答えをさせていただきたいと思っております。

先ず、ア野市さんの関係でございますが、ア野市さんにつきましては、平成22年10月と記憶しておりますが、私どももぜひこの取り組みを始める前ということで、先進的な事例をお持ちだということで視察にお邪魔をいたしております。そこでまず取り組みの目的はということでお尋ねをしておりますが、ア野市さんの場合は、首都圏のベッドタウンだよということの状況がございまして、昭和40年台から50年にかけて、いわゆる人口が急増しておると、その時期に当然ながら需要がありますので、公共施設もすべて一斉に建築をされたというようなことで、それが今後、当然ながら、老朽化を迎える公共施設の更新の費用、それに高齢者等、いわゆる人口減の問題、そこら辺が非常に大きな課題だということをおっしゃっておられました。

それから、現在の経過ということで、今までにどういった取り組みをしてきておるのかということをお尋ねしておりますので、そこは平成20年にこの取り組みをア野市さんは始められておまして、そのときには、当然ながら市の中に特命の組織というのをつくられております。公共施設の再編をしていこうという組織を新しくつくられておるとことです。翌年の10月に、私どもが進めておるような、こういう公共施設白書というのをいわゆる公表をされまして、その後、同年の12月に有識者による会議というのを立ち上げられています。検討委員会というふうにおっしゃっておりましたが、その検討委員会が組織されて、翌22年6月末に、その検討委員会のほうから、市に対して公共施設のあり方に対する基本方針、そういったものが提言をされておるとのことでございます。これを市では受けられまして、提言された内容をできる限り尊重されたというふうに伺っておりますが、公共施設の再配置に関する基本的な方針案というのをまとめられております。その後、パブリックコメントを受けまして、22年10月ですか、基本的な方針ということで決定をされておるとのことでございます。

ア野市さんの場合は、本当に状況をつぶさにホームページ等で公開をされておまして、ホームページ等をごらんになっていただきますと、非常にわかりやすく解説等もついておりますが、

その中で、その計画については平成22年、いわゆる向こう40年間にわたっての基本的な方針を示されておるといふことでございます。

現在、この間もちょっとお聞きしますと、この方針を具現化するために、昨年23年4月から、40年でございますので、まず第1期で取り組むべき、10年間に取り組むべきといふことで、第1期の基本計画、実行プランといふふうに定められておるようですが、それを推進しておるといふことで、6月にそういった公共施設の再配置計画推進会議というものを設置をされまして進めておられるといふことですね。それを補完するために、個々の、4点の重要項目があるといふことで、プロジェクトチームとワーキングチームをそれぞれ設けられて、そこで職員が1つになって取り組んでいっているよといふようなことを伺っております。

もう一方、千葉県の習志野市さんの場合でございますが、習志野市さんの場合も高度経済成長のときに、都市化の進展に伴って集中的に整備された施設というのが問題になったといふことで、いわゆる施設が非常に老朽化をしておるといふことで、これはもう待ったなしの状況だといふことをお聞きしております。そういった背景の中から、今後の考え方として適切な資産の改革、それから資産の経営といふことで、公共施設の再生と維持を目標に取り組んでおみえになるといふことございました。

現在までの状況といたしましては、秦野市さんに、同じく平成20年に……

○議長（鈴木勝彦） 答弁は簡略にお願いします。

○経営戦略G（深谷直弘） 公共施設白書をつくられて、協議会をつくられて、行政内部でまとめられておるといふことでございます。

以上が状況といふことでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 続きまして、先ほど議会にはこういう形で報告といふことで、ある程度の時期は示していただいたんですけども、基本的にその結果を示していただくよりは、何でそういうふうになったんだといふプロセスのほうが大事だといふふうに考えていますので、そのプロセスを説明いただけるものかどうかといふのを、一応考え方だけお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（深谷直弘） 今おっしゃいましたように、決定に至るプロセスというのは大変重要だといふふうにとらえております。今後、公共施設の各基本的な方針といふのも、当然ながら示していくわけでございますので、施設の大小にかかわらず、当然ながら結果に至った経過、それから既存計画の整合を含めて説明責任が生ずるといふふうに認識をいたしております。

そうしたことから、市民への勉強会や意見交換会を通して、基本方針の決定につきましては、しっかりと説明をいたしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 説明のときには、よろしく願いいたします。

続きまして、財政指標について質問させていただきます。

先ほどは中期財政計画との関係しか説明させていただけなかったんですけども、前々回の一般質問でも、長期の財政計画の策定ということでお話しさせていただいたかというふうに思っております。

1問目の公共施設のあり方のほうとも絡むんですけども、今後、公共施設の老朽化が進んで、施設の寿命延命化や更新を考えた場合に、一時的に大きな財政負担が必要になることは明白であるというふうに考えております。加えて、先ほど説明いただいた財政指標の中であらわれていましたように、大幅な税収増が望めない中で、財政が硬直化してきていることが、経常収支比率からも理解ができますし、将来に対しての不安要素であるというふうにも考えております。

今定例会の冒頭に行われた市長の施政方針の中でも、「公共施設の今後のあり方を検討する中で、長期的な展望に立った財政計画の策定について検討する」ということをおっしゃられてみえました。これは非常に重要なことと受けとめておりますし、早いにこしたことはないというふうに考えております。

そこで、この長期的な財政計画について、いつごろまでに策定される予定なのかをお聞かせ願いたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） 長期的な財政計画の策定ということは、議員の御指摘のとおり、公共施設のあり方を検討する中で、将来的に大きな財政需要が発生するということが見込まれます。したがって、今後の財政運営を考える上で、これは避けては通ることができないというふうに認識はいたしております。

来年度、公共施設のあり方検討委員会の中で、公共施設のあり方を示す基本的な方針というのが策定されるということでございますので、この方針の策定に当たりましては、当然ながら、現在の市の財政状況を踏まえた上で、今後の本市の財政がどのように推移していくのかといった将来的な財政シミュレーションといったものもあわせて行うことを視野に入れておるところでございます。

したがって、長期的な財政計画の策定につきましては、この基本方針が示された後、その内容を精査しまして、しっかりと整合性を図りながら策定をしていきたいというふうに考えております。策定の時期につきましては、したがって、公共施設の今後のあり方を示す基本的な方針が示され、なおかつ公表されてから、1年を目途に策定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

最後になりますけれども、再質問の冒頭でも言いましたように、やっぱり期間短縮、スピード感をもって対応するというのが非常に大切なことであるというふうに考えております。

最近、とまってしまうかもしれませんが、地域主権という話が出てまいります。何かというと、現場で起こっていることを、現場に権限と責任を与えれば早く解決する。基本的にはそういうスタンスだというふうに考えております。市役所の中でも同じだと思いますけれども、トップがすべてを判断するというよりは、トップが権限移譲、責任、これをセットで与えることによってスピード感が上がってくるというふうに考えております。そういう意味でいうと、それに耐え得る人材を育てていただくことと、そういうことを行ってスピード感を養っていただく、そうすれば何か起こったときに早急に対応できる人も育ちますし、市民から見てもスピード感を持って対応いただけるというのがわかるようになるかというふうに考えておりますので、そういう目をもって、これからも市政に取り組んでいていただきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（鈴木勝彦） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後4時36分散会
